

iii) 開発公社

開発公社は、農業に限らず、開発の実施機関として、各県に設置されている重要な機関である。各県の実開発公社の活動は財政力をそれぞれ反映し、豊かな県と貧しい県ではかなり差がある。同公社が実施し成功したプロジェクトとしては小規模灌漑プロジェクトが挙げられ、2,000の灌漑施設により2万世帯が水を享受しているという。また乳製品プロジェクトも成功している。

iv) WID 関連活動

(i) 女性調整委員会 (Coordinadora de la Mujer)

企画調整省社会政策局、世界銀行、UNIFEM の支援を受けて1984年に設立された。スタートは遅れたが、ボリヴィア国内の女性の置かれている状況の改善、開発援助への女性の参画を目指して、政府、国際機関、NGO が一体となって取り組む態勢がやっと出来たといえる。

(ii) 「農村女性と開発」委員会 (Comision Mujer Campesina y Desarrollo)

農民・農牧省が中心となって1991年に組織され、構成メンバーは女性調整委員会の代表、NGO の代表、政府担当者、UNIFEM、FAO、IICA (Inter-American Institute for Cooperation on Agriculture) である。設立の趣旨は、ボリヴィアの農村女性のさまざまな問題に対して、女性が農業生産者としての立場から考察し発言する機会を確保しようとするところにある。

具体的な活動としては、1991年11月に、農村開発への女性の参加に関するセミナーを、農民・農牧省、ラパス県(開催地)、IICA、オランダの援助機関からの援助を受けて開催した。

v) NGO の事例

「基礎調査団」が調査した NGO に、SEMTA (1980年に活動開始、小規模開発戦略、農業生態システム、水資源および更進可能なエネルギー、技術移転、女性の5分野を活動領域とする)、および SEMTA (農村社会における女性団体や諸機関に対し諸計画の実施に関する助言と評価などを行う)、とカリタス・ボリヴィアーナ(母親センターなどを実施)がある。

参考文献

1. 国際協力事業団 1992: 農村生活改善のための女性の技術向上基礎調査報告書

(2) ホンジュラス

① ホンジュラスの農村女性

ホンジュラスは、中央アメリカのほぼ中央にあり、カリブ海と太平洋に面した国で面積11万 km²、人口は430万人、国土の約6割が標高800~1500m前後の山岳地帯である。農業は GDP の約3割を占め、農産物は輸出額の7~8割、農業就業人口は、総就業人口の約1/2を占める。ホンジュラスの農業には、少数の大中農によるバナナ、コーヒーなど輸出用商品作物の生産と、農民の大部分を占める零細農による自給用作物(トウモロコシ、豆類、米、ソルガムなど)の生産があり、土地所有も大農場(100ha)が農地面積の1/2近くを占める。

農業生産は低調で、都市への移動が多く、農村人口は約40%に低下し、農村の貧困世帯は80%と、深刻である。農村女性の地位は低く、男性中心の社会を形成している。一般に女性は農業に従事せず、輸出用農作物の農園に人夫として働いているが、就労に当っては男性の保証人が必要である。土地を所有している農民の場合、主婦は農作業を行わないことになっているが、実際には自家用の菜園、家禽の世話は女性が行っている。しかしこれらの仕事は農作業として認知されず、またこの種の統計資料もないことから、女性の農作業従事の実態は不明である。民族の構成は90%以上がインディオとスペイン系の混血で、残りはもともとこの地で生活してきた少数民族である。

女性人口では25才以下が64.8%と極めて高く、12~49才の出産期女性の割合も51.9%で、人口増加率は高い。近年、農村部から都市部への女性の移動が多いことが指摘されている。教育の面から見ると女性の非識字率は、32.0%で、農村部では42.4%と高くなる。ホンジュラスにおけるジェンダー（社会的性）を規定する考え方に、マチスモという用語があり、伝統的、文化的な価値に協調して、女性の役割は主に家庭を本分とするように関連づけられている。男性は家族の権力決定権を保持しており、家長でもある。男性は、家族を守り、家族を支える強い者として見られ、家族の中で特権を持っている存在でもある。（原出典：CIDA 1991：Women in Honduras a porofile）

② 国内行政制度と女性

ホンジュラス政府は、1989年に、女性に関する国家政策（Politica Nacional para Mujer）をまとめ、女性の地位の向上と開発への参加を働きかける体制を整えた。この背景には1970年代の軍による統治から文民政府への移行、ならびに「国連婦人の10年（1976~1985）」における国連の働きかけや、国際的な協力もあった。国家開発計画（1979~1983）に始めて女性の視点が組み込まれ、政府は「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」に1980年に署名し、1982年には批准した。また1985年の「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」も採択され、1989年には、「教育・保健サービスにおける女性の役割の強化、土地や住宅へのアクセスの改善、メディアにおける女性のイメージの改善など」を骨子とする「女性のための国家政策1989」を発表した。この間、男子校として設立された農業学校に女子が入学できるようになったり、大学でも以前は男性の職域と考えられていた土木や経営などの学部で女子学生が増えたり、僅かながら変化が見え始めたという。農村開発とWID政策に関係した政府機関の動きは以下の通りである。

i) 経済企画省

貧困問題を抱える農村に対しては、所得の向上のみならず、住宅、公衆衛生、教育を含む統合的な開発が必要で、特に女性の協力が不可欠であるとしている。女性世帯主や、未婚の母のための母子基金（PRAF）、および雇用の創出や貧困対策のための社会投資基金（FHIS）などを運営している。

ii) 天然資源省・計画局

農村女性と青年の開発プロジェクト、および農家の協同組合の開発プロジェクトがある。これらの農村女性の活動を支える組織として国立自治大学（Universidad Nacional Autonom

de Honduras) には、農村女性研究センターがある。

iii) 農村女性委員会 (CIMRA : La Comicion de Integracion de la Mujer a la Reform Agraria)

大統領直轄の委員会で、メンバーは農地開発庁、天然資源省、大統領府、農業開発銀行などで、主要な任務は農村女性に農地を提供することである。

iv) 農地改革庁 (INA : Instituto Nacional Agrario)

農地改革を実施する機関として設立された。1992年に現在の農地改革法が可決され、女性の土地所有権が明確に認められるようになった。JICA の農村総合開発モデル事業も、この INA の所管である。また INA は女性の組織づくりも実施し、過去26年間に全国で328グループを育成した。

v) 国家社会福祉委員会 (JUNTA : Junta Nacional de Bienestar Social)

大統領夫人をトップとする大統領直轄の組織で、法務省、厚生省、文部省、天然資源省、労働省と提携しながら母子計画プログラム (Programa Empresas Maternales) を促進している。同計画は、6才未満の子供を対象に母子家庭の栄養、保健、衛生など生活改善の指導をするほか、母親に生産活動の指導をする。その他、生活向上のための女性をグループ化して、経営、生産、加工、販売などの指導をする。

vi) 農村女性と生活改善のための普及活動

農村人口は総人口の約4割を占めるが、農村に居住する世帯の70~80%が貧困層であると言われ、国を挙げて貧困対策に取り組んでいるのが現状である。また企業の経営においては、自前で技術者を抱えているので、政府の普及員の対象になるのは、中規模以下の農家である。これらの農家は識字率も低く、技術の伝達にも工夫を要し、一方、普及員の方も給料の遅配が頻繁にあることから定着率が悪い。

現在、普及員を持つ省庁は、天然資源省、農地改革庁、厚生省、文部省で、国家社会福祉委員会 (JUNTA) は生活改善の普及員を持っている。

天然資源省には、計画、農業、水資源、鉱山、水産の5局があり、農業局に普及部がある。省の地方事務所 (10カ所) には、現地の窓口となる普及課があり、約500人の普及員がいる。普及員は高校を卒業して2~3カ月の研修を受けた者になる。農地改革庁の普及員は、普及活動をしなが技術や知識を習得する。

vii) 国内 NGO

ホンジュラスにおける NGO の活動は活発で、海外援助の5~20%は、これらの NGO を通じたものである。海外の NGO の活動も見られるが、多くの場合、ホンジュラスの現地 NGO が活躍している。「基礎調査」報告書は、FAO および UNDP のプロジェクトの実施に協力し、これらの機関の手足となって活動している NGO の事例について報告している。

参考文献 : ポリビアに同じ

3) アフリカ地域

アフリカ地域における「農村生活改善のための女性の技術向上基礎調査」は、ガーナおよびケニア両国を対象として、1993年1月に行なわれた。

両国とも国際婦人年を契機に、女性問題に関するナショナル・マシーナリーが設置されている。長い経済的停滞などの影響も加わり、WIDについての認識は次第に高まっており、様々な問題点を抱えながらも、一定のWID政策が展開されていると言ってよいであろう。さらに農村女性の重要性についても認識されつつあるようである。なお、女子差別撤廃条約については、両国ともすでに署名・批准を終えている。

また、両国とも農業省の農業改良普及部に生活改善普及のセクションが置かれており、農家の生活改善および農村女性対策の推進などにあたっている。

(1) ガーナ

① ガーナの農村女性

農業は主要産業で、労働人口の大部分が従事しており、ココアのモノカルチャーが経済の主体である。ココア以外は、主にキャッサバ、プランティン（食用バナナ）、トウモロコシ、豆類、オクラ、トウガラシ、トマト、ナスなどの栽培による自給のための農業が中心となっている。

一般に男性は換金作物などの栽培に従事し、女性は自給用食糧生産を担う傾向にあるというが、近年は女性も換金作物の栽培に従事している。また、このような農業生産活動そのものに加え、ガリ加工（キャッサバ澱粉）、パーム・オイル作りなど、収穫後の処理、保存食づくり、生産物あるいは加工品の市場での販売、家畜の世話など、女性の果たす役割は大きい。また、水汲み、薪集め、炊事、洗濯、育児など、家族の生活を支える家事の大部分が女性によって為されていることは言うまでもない。大体において朝4時から夜8時まで働きづめという。

首都に比較的近い3つの農村を訪問したが、集落（コミュニティ）の構造としては首長制で、首長は集落の長老的役割を果たす。また、クインマザーと称する婦人のリーダーもいる。母系社会で、一夫多妻、妻はそれぞれ独立した家を構えるなど、結婚と居住のパターンが全く違うので理解しにくい。このような伝統的な社会構造は、近年崩れつつあるというが、基本的には今なお大きな影響力を持ち、現代の行政制度と共存関係にある。

訪問したエッサム村では、1972年の識字運動をきっかけにグループ化の基礎ができ、'82年にガーナの経済が悪化したことからインカム・ジェネレーションの必要性が高まって、オイル・パームの種子から搾った油（核油）で石鹸づくりを始めた。このプロジェクトには、'83年からILOが資金を出し、NCWD（National Council on Women and Development）を通して搾油機の導入などの援助を行なった。また、セメントなどの援助を受けて村民による井戸掘りが行なわれ、周辺の村落にも普及しつつある。

また、アプティア村では、「12/31婦人運動」NGOの主導のもとで、JOCV隊員も加わり、村内婦人グループを対象に染色（バティック）の指導が行なわれている。

ナザレス村は、22年前にかん木を切り拓いて出来た村で、主要農産物はパームフルーツ、キャッサバ、とうもろこし、ココアなどである。1990年から NCWD の指導を受け、女性グループによるガリおよびパームオイル加工が始まった。作業場や加工機械が設置され、インカムジェネレーション活動に大きく寄与している。機械が導入される前は体力を消耗し、指を怪我することもあった。このグループはささげの共同栽培も行ない、収益も皆で分配しているという。また、村内に養魚池があって、村内の主要な蛋白質の供給源となっている。井戸が2カ所あるが、村内の需要を満たすには不十分である。

② WID 政策と行政制度

i) ナショナル・マシーナリー

(i) 名称

National Council on Women and Development (NCWD)

(Head of State に直結)

(ii) 沿革

国際婦人年を契機として1975年設立

(iii) 機能(目的)

- 1) WID 政策に関する政府への提言
- 2) 各省庁や国際機関等で実施される関連施策や活動の調整
- 3) 統計の整備、情報の収集・普及
- 4) パイロット・プロジェクトの実施

(iv) 構造

a) 本部

5つの省庁の代表から構成され、職員は15人、6つのユニットに分かれている

b) 地方組織

全ての region に office があり、NCWD の政策やプログラムを実施(ただし、普及組織等を持たないので、その役割は coordination 及び advice にとどまる)

ii) 生活改善普及制度

(i) 名称

Department of Women in Agriculture (WIAD), Ministry of Agriculture

(ii) 沿革

- a) 1966年農業食糧省における農業改良普及部局の1ユニットとして設置
(Unit of Home Economics)
- b) 1987年農業省の改組に伴い、農業における女性の役割の大きさに鑑み、拡充改組
(Women Farmers Extension Division)
- c) 1992年 Department of Women in Agriculture (WIAD)に改組

(iii) 機能(目的)

- a) 農業省が農村女性に対する適切な施策を立てるにあたっての支援
- b) 家族の栄養改善、農産物の加工・保存・貯蔵・利用、家庭経済に関する女性農業者

のための特別なプログラムの提供（ただし技術的援助が中心）

(iv) 構造

- ・本部は6つのユニットに分かれており、7人の職員を有する
- ・地方組織としては region, district レベルに office がある
- ・全体で500人の職員を有する
- ・現場レベルで普及員に加えて約2,000人の「補助者」を持つ

(v) 普及活動の方法

- ・現場の普及員は generalist として従事（地域担当制－1人当たり数村担当）
- ・普及は現場で普及活動に従事、2週間に1日 office で Subject Matter Specialist (SMS)の指導を受ける
- ・現場レベルでは関連する他省庁（Ministry of Health, NCWD等）や NGO のエージェントと連携

(vi) 普及員の資格及び身分

- ・農業専門学校の certification または大学の diploma が必要
- ・身分は全て国家公務員（「補助者」は別）

iii) その他の WID 関係部局

その他の主要な WID 関係部局としては、次のようなものが挙げられる。

- ① Family Planning Divison (Ministry of Health)
- ② Department of Social Welfare (Ministry of Mobilization and Social Welfare)
- ③ PAMSCAD Women's Secretariat (Ministry of Local Government)
- ④ Ghana Water and Sewerage Corporation (Ministry of Local Government)
- ⑤ Department of Rural Housing and Cottage Industries (Ministry of Local Government)
- ⑥ Non-Formal Education Divison (Ministry of Local Education)
- ⑦ Department of Community Development (Ministry of Local Government)
- ⑧ Department of Cooperatives (Ministry of Local Government) など

(2) ケニア

① ケニアの農村女性（とくにプロジェクトへの参加）

i) JICA 社会林業プロジェクト（キツイ地区）

年々減少している薪炭材を、住民自身の意識改革により確保させる目的をもって、1987年に発足、「訓練」と「パイロット・フォレスト」の2つのサブ・プロジェクトに分かれている。

キツイでは、女性グループのリーダーなど「草の根レベル」の人々を対象とした現場中心の「訓練」を行なっている。一方、「パイロット・フォレスト」は3部門から成り、このうち普及部門では、女性グループによる植林や育苗指導等を実施し、「社会林業」の普及に努めている。

現在18の女性グループが、植林や苗生産に関与している。もともと近隣の村で、農作業や手工艺品作製（サイザル麻のバッグ等）を助け合っていたグループが母体になっている。グループには、リーダー、サブリーダー、会計係などの役割分担があり、将来的にはグループ

員の家を造るためや、販売などの目的を持った植林活動である。しかし乾燥地帯だということもあって現在は育成段階にあり、具体的な収入を得る方策にはなっていないが、女性達の所得をつくり出す契機にはなっている。活動時間は毎週火・金曜日の9:00～13:00で、プロジェクト活動への参加に当っては夫の合意を得ている。プロジェクトではこのグループを対象に、苗木作りのコンクールを時折行なって、優秀者には賞品を出したりして女性達の意欲をかきたてることも実施していた。

この女性達のうちの1人、44才で9人の子持ち（もう1人長女がいたが既に結婚）の主婦に、1日の生活時間を尋ねたが、大要次のようであった。

夫とともに6時に起床。入浴のための湯沸かし、掃除、ミルクティーの支度、朝食はトウモロコシの粉に水を加えて火にかけ、掻き混ぜたウガリという「おかゆ」のようなもの。大抵の場合、朝食には前夜の残りを食べる。8時に夫とともに畑へ。子供達は学校へ。10時頃、夫を畑に残して彼女だけ昼食の用意に帰宅。昼食はギゼリ（ほとんどウガリと同じだが豆類が入る）。13時頃食事を済ませて夫は畑仕事に戻り、彼女は川へ水汲みへ。彼女の場合はロバを使い4缶で80ℓを1回に運ぶ（片道6kmで、所要時間は1日約3時間）。水汲みの後、2、3日に1回だが、近くの自分の土地へ薪集めに行く。17時頃終えて夕食の支度。20時頃から夕食、ウガリとギゼリが主体、約40分で終了、20分位で後片付け。大きな子供はランプで宿題をする。小さな子供達と話をしながら就寝、睡眠時間は約8時間ということであった。

また彼女達から聞いたところでは、家計は夫が握っており、収入があったら全部夫に渡し、夫に了承してもらった上で使うということであった。

ii) ケニア政府主導による代表的なプロジェクト（カジアド地区）

(i) 家畜の肥育・販売によるインカム・ジェネレーション・プログラム

マサイ族の住む乾燥地帯のプロジェクトで1981年15名のメンバーで出発し、現在40名の女性グループで活動している。1人9頭の牛を購入、18カ月間肥育して販売する。肥育から販売まで全部女性が責任を持ち、屠殺業者に売るときには、夫も交渉に立ち合う。

(ii) 伝統的住宅の改善プログラム

マサイ族の伝統的な家屋は非衛生的なので、窓を大きくするなど衛生的に改善した。

(iii) その他、女性グループによる共同菜園（普及員も熱心に指導している）、ならびに山羊の肥育・管理に係わる地域住民の技術向上を目的とする家畜改良プログラムなどがある。

上の事例は、いずれもマサイ族を対象としたプロジェクトであるが、伝統を重んじて新しい生活様式を受け入れにくいと言われるマサイ族も、辛抱強く時間を掛ければ変る可能性があるということであろう。

iii) 普及活動の優良事例（ニエリ地区）

ケニアでも最も生産力の高い農業地帯で、コーヒー、紅茶、防虫菊などの商品作物の生産を行なっている。農業技術の向上が当面の課題であるが、536の女性グループ（13,583人）があり、生活改善の活動を行なっている。その構想は巾が広く堅実で、日本とそう変わりがないのではないかと考えられた。

iv) NGO の活動 (マチャコス地区)

ケニアの NGO は1952年に発足して、資金はすべてボランティアだというが、ドナー国との連携プログラムが多い。1例を挙げると、GTZ (ドイツ技術協力事業団) から2人の専門家が来て、2年間かけて農村女性のニーズを調査・研究し (この間、ケニアの女性と2週間一緒に生活しながら調査したという)、「かまど」の改良に目標を搾ったという。その後、「改良かまど」が定着するまで、効果を測定しながら3年間、現地に駐在し、計5年間、徹底して1つのプロジェクトに関わったという。

② WID 政策と行政制度

i) ナショナル・マシーナリー

(i) 名称

Women's Bureau (Department of Socail Services, Ministry of Culture and Social Services)

(ii) 沿革

国際婦人年を契機に1976年設立

(iii) 機能 (目的)

- 1) WID 政策の立案
- 2) 各省庁や NGO の関連施策や活動の調整
- 3) 女性に関するプロジェクトのモニタリング及び評価
- 4) 女性に係わるデータ及び情報の収集・分析

(iv) 構造

1) 本部

職員は15人、6つのユニットに分かれている

2) 地方組織

- ・ province, district, division, location の各レベルに1人ずつ職員を配置
- ・ Women's Bureau のプログラムは、現場レベルで Maendeleo Ya Wanawake 等有力な NGO 及び政府の普及員により実施

ii) 生活改善普及制度

(i) 名称

Home Economics Branch (Agricultural Extension Service Divison, Ministry of Agriculture, Livestock development and Marketing)

(ii) 沿革

1962年設立、その後大きな変化はない (ただし1993年1月始めに省庁レベルの機構改革あり)

(iii) 機能 (目的)

- 1) 農家の栄養改善
- 2) 資源の有効利用への支援
- 3) 家族計画の普及

4) 女性の収入改善への支援

以上いずれも技術的な支援が中心

(iv) 構造

- 本部は4つのユニットに分かれている
- 地方組織としては、province, district, division, location に office がある
- 合計 1,000人の職員がいる

(v) 普及活動の方法

- Training and Visit System^{註)} を1982年以来採用
- 現場の普及員はgeneralistとして従事
- 生活改善においては、農村女性を組織化し、普及の主たる対象としている。組織化されたグループはclubと呼ばれ、その数は12,046グループ、275,176人にのぼる。毎年コンクールを実施している。

注) 世界銀行により1970年代半ばに提唱された普及システム。現場の普及員は普段は現場に駐在し、対象農家(のグループ)を順に回り、2週間で一巡する。この間、1週間に1日はSMSの指導を受け、もう1日は1週間の普及活動を振り返ってレポート等をまとめるため、officeで勤務するというシステムティックなもの。

(vi) 普及員の資格及び身分

- 普及員の資格は上級、中級、現場の3段階に分かれている
 - 上級；4年制大学のdegree
 - 中級；2年制大学のdiploma
 - 現場；secondary schoolのcertification
- 身分は全て国家公務員

iii) その他のWID関係部局

その他の主要なWID関係部局としては、次のようなものが挙げられる

- ① Family Welfare Division (Ministry of Culture and Social Services)
- ② Department of Women's Education (Ministry of Education)
- ③ Division of Family Health (Ministry of Health)
- ④ Ministry of Technical Training and Advanced Technology
- ⑤ Ministry of Planning and National Development
- ⑥ Ministry of Land Reclamation など

第Ⅲ章 農村生活改善の課題と対応策

1. はじめに

本章の目的は、開発における女性の役割を配慮する視点から、開発途上国の農村生活改善のために早急に改善したほうが良いと考えられ、また改善の可能性のある課題を選びだし、先進諸国及び国際機関による技術協力の実施方法や、我が国の普及事業の経験を踏まえて、その対応策を試案として提示することにある。その対応策には、我が国の現行の技術協力の方式では対応しにくいものや、相手国が実施することが望まれる施策も含めて考えている。

本章の構成は、第2節で、まず、一般的な課題と対応策をチャート方式で示し、次の第3節で、本書の第Ⅰ章と第Ⅱ章に従って、地域別の課題と対応策を検討した。

我々の最終的目的は、開発途上国の農村生活を改善するために、農村女性の技術向上に貢献できるような技術協力計画案を提示することにある。その作業は、次年度において遂行される。今年の作業の目的は、次年度に具体的に技術協力計画案を考察する際に役立つように、素材の提供を行うことにあるが、本章で示された課題と対応策の内容については、次年度更に分析検討を深めることとしている。

2. 一般的な課題と対応策

本節では、開発途上国の農村生活改善を行う際に、一般的に改善することが必要ではないかと考えられる課題と対応策を網羅的に示している。ここで示された課題と対応策は、今までの検討過程で浮かび上がったものを、技術協力計画案を考える際に参考になるように、基礎材料として整理したものにはすぎない。従って、一般的な事例にすぎず、個々の課題の対応策が本章で示されたものしかないというわけではない。また、ここで示されたものは、総論的な一種のメニューであり、特定の国や地域に当てはめる際は、現地の特性に応じた取捨選択や付け加えが必要であることは言うまでもないことである。地域的背景と結びつけた事例的な考察は次の節で行っている。

本節の叙述・表現の方法としては、チャート方式を採用している。チャート方式を採用したのは、そのほうが、課題、背景・問題点、対応策の関係が明確になると考えたからである。

チャート方式では叙述が簡単すぎると思われるかもしれない。しかし、開発途上国の農村生活における課題は、主なものに限って考えてみても、以下に示されているように非常に多岐にわたっている。それぞれを詳細に説明するには、かなりのスペースが必要である。そこで、ここでは、チャート方式という簡略的方法を採用した。

背景・問題点では、課題の直接的内容を箇条書き的に示している。これらには、前年の報告書や本書の第Ⅰ章と第Ⅱ章等で示されているものの他に、それらには示されていないが検討過程の中で重要ではないかと考えられたものも加えてある。これらの背景・問題点は、開発途上国で比較的多く見出されるものを挙げてあるが、必ずしも全ての開発途上国に当てはまるわけではない。これらの背景・問題点が当てはまらない場所では、提示されている課題は生まれて

いないことになり、当然のことながら、対応策を考える必要もないわけである。

さて、本節では、開発途上国の農村生活改善に必要と思われる課題と対応策を4つに分けて示している。1)では「生活改善に関する課題と対応策」を扱い、2)では「農業改良に関する課題と対応策」を扱い、3)では「(生活改善と農業改良の双方に)共通する課題と対応策」を扱い、4)では「(我が国の)援助体制に関する課題と対応策」を扱っている。

本節を見る際に、次のような幾つかのことに注意していただきたい。

第1に、生活改善と農業改良を分けたのは、分類上の便宜によるものであり、それぞれの対応策が別々に行われるべきだと考えているわけではない。前年度の報告書からも明らかなように、我々は両方の分野は車の両輪のような関係にあると考えている。両方の分野の背景・問題点は相互に深く関わり合っており各々の分野の対応策は別々に進め難い場合が多いとみられる。

第2に、直接的対応策の横に関連する対応策が示されていることから分かるように、それぞれの課題への個々の対応策は、全く別個に存在しているわけではなく、何らかの相関関係を持っていると考えられる。しかし、ここで示された対応策間の関連性は事例的なものであり、その関連性が全てここで示されているわけではない。現地の技術協力案の策定の際は、組み合わせて行うと援助の効果が拡大する対応策を、現地の実情に応じて、取捨選択する必要がある。

第3に、対応策の内容を見た場合、物的な対策が多く、どのように解決したらよいのかという問題意識を啓発したり認識してもらう等の人的な対策が不足していると感じるであろう。これは、課題に直接に対応するような対応策を示そうとしているためであって、人的な対策を軽視しているわけではない。我々は、意識向上、人材育成、啓蒙・啓発、研修等の人的な対策は、全ての課題解決に必要とされるものであると考えている。特に関連性が高いと思われる課題を除いて、あえて個々の課題で人的な対策で示さなかったのは、繁雑化を避けるためであり、他意はないことを御理解いただきたい。

1) 生活改善に関する課題と対応策

課 題	背景・問題点	直接的対応策	関連対応策
食生活改善	<p>○早魃や洪水の被災地や難民地域では、主食が不足し飢餓が発生する場合がある。食料が不足すると、女性は自分の分を子供に食べさせる傾向がある。</p> <p>○飢餓に至らないまでも、最貧層では、食料・栄養不足が問題である。男性の食事が最優先される傾向がある。</p> <p>○主食が足りていても、食事内容に変化が乏しく、副食が限られている。</p>	<p>○緊急時に食料や医薬品を供与する緊急援助が、効果的である。</p> <p>○最貧層への社会福祉の充実や、最貧層向けの雇用や所得の創出を行う。</p> <p>○食事内容・栄養を改善するように料理講習を開き、野菜や蛋白質の摂取を奨励する。素材が豊富な時に保存食を作る。</p>	<p>○緊急事態の発生にそなえ、食糧増産を行い、食糧を備蓄する手段を講じる。</p> <p>○長期的に食糧不足が起こらないように持続可能な方法で食糧増産を心掛ける。</p> <p>○料理に素材を提供するために野菜栽培を行う。蛋白質に関しては、養鶏、養魚、豆科作物栽培を奨励する。高蛋白質種の改良研究に関連。</p>
炊事改良	<p>○炊事に時間がかかる。</p> <p>○炊事を座ったり、中腰で行っている場合が多い。</p> <p>○かまどの燃料効率が悪い。</p> <p>○炊事燃料とする薪の収集は、時間のかかる重労働である。</p>	<p>○手間のかからない簡易食を考案したり、農繁期の共同炊事を奨励する。</p> <p>○働きやすく、立って炊事できよう炊事場を改良する。</p> <p>○かまどの改良が必要。室内の場合は、煙がこもらない措置が必要。</p> <p>○薪炭用樹木の植林と農家の保有地での栽培を促進する。集めた薪を運ぶ道具（一輪車等）の考案・開発を行う。</p>	<p>○現地の嗜好に合わせた料理の研究。栄養改善の料理講習と関連。</p> <p>○かまど、水槽、貯蔵庫の改良と関連。</p> <p>○炊事場の改良と関連。</p> <p>○薪炭用樹木が果樹や飼料木だと農家にとって好都合。農業に林業を組み合わせたアグロ・フォレストリーの提唱に関連。防風林にも薪炭用樹木を用いる。運搬用具の供与や購入資金への信用提供。</p>
食品加工	<p>○アフリカでは食糧貯蔵庫にネズミの害が発生している。</p> <p>○食品加工（調製、製粉等）に時間がかかる。</p> <p>○収穫物の加工は主に女性が担当している。日常の食事での蛋白源として豆類への依存が高い。</p>	<p>○殺鼠剤でなくネズミトリを考案する。食糧貯蔵庫の改良。</p> <p>○風水力利用の食品加工。安価な加工設備を考案する。</p> <p>○豆類加工の技術協力は、その販売が可能なら女性の収入増加や地位向上に結び付く。</p>	<p>○住宅改善に関連。食糧貯蔵庫改良用の信用提供。</p> <p>○素材提供のための食料作物、野菜等の栽培。養鶏、養魚。</p> <p>○高蛋白質種の改良研究に関連。加工機器の供与や購入のための農業信用提供。加工食品の料理講習。</p>

飲料水の確保	<p>○水汲みは時間のかかる重労働である。</p> <p>○分散して居住している地区では、井戸の効果は一部の住民にしかない。</p> <p>○頭上に載せたり、背負ったり、手で持って水を運び、それを家庭内の水槽に溜めている。</p>	<p>○男女の意見を聞いて水道設置や井戸掘りを行う。</p> <p>○利用者が多い川の水汲み場を整備（アクセス道路の舗装、水汲み場のコンクリート処理等）した方が効果的な場合もある。</p> <p>○水運び用具（容器、一輪車等）の改善も作業を楽にする。家庭内の水保存方法にも目を向ける。</p>	<p>○井戸の管理・修理は男女で行うようにし、そのための訓練を男女に実施。水道や井戸の部品の調達。</p> <p>○川は多目的（灌漑用水、水汲み、洗濯、水浴、釣り、家畜の洗い場等）に使われるので、総合的な河川開発・管理が必要。</p> <p>○自転車・リヤカーも含めた交通・運搬手段改良策に関連。衛生的で使いやすく水槽を改良するのは炊事場改良の一部である。</p>
住宅改善	<p>○現地で手に入りやすい材料を使うため風水害に耐久性が乏しい場合がある。ただし、外国人がモデル住宅を建てても現地に受け入れられないことがある。</p>	<p>○住宅の形態は文化的様式と関連するので、生活実態を把握し、現地の人の住みやすさを主に配慮した上で、耐久性、清潔さ、効率性を基準に改善を行う。</p>	<p>○かまど、水槽、食糧貯蔵庫、炊事場、トイレ、下水道等の改善と関連。住宅改善資金への信用供与。</p>
洗濯の改良	<p>○水道施設のない所での洗濯は重労働である。</p> <p>○石鹸を用いない所もある。</p>	<p>○川の洗濯場を使いやすく改良する（アクセス道路、洗濯場のコンクリート処理等）。</p> <p>○衛生的観点からは石鹸の自主製作・販売が奨励される。</p>	<p>○川は多目的に使われるので総合的な河川開発・管理が必要。</p> <p>○石鹸の奨励は、汚染防止の下水道設置や河川の浄化策と組み合わせる必要がある。</p>
保健・衛生	<p>○生活排水は、垂れ流しか庭に撒かれている。</p> <p>○トイレが不衛生だったり、川を使用する国がある。</p> <p>○ゴキブリ、ハエ、カが多い。</p> <p>○マラリア等の伝染病や寄生虫の被害がある。</p> <p>○医療機関が遠い。医薬品の入手が困難。</p>	<p>○下水道設置や衛生に対する講習会を行う。</p> <p>○トイレがない所ではトイレを作る。衛生の重要性を啓蒙し、トイレを清潔にするように勧告する。</p> <p>○ゴキブリ対策にハウサン団子、ハエ、カに共同駆除を行う。その他の害虫（ダニ、ノミ、虱等）の防除策も広める。</p> <p>○集団検診や保健婦の派遣等の医療プロジェクトを行う。</p> <p>○応急手当の講習。集団検診で病気の早期発見に努力。</p>	<p>○下水道設置は河川の浄化策と組み合わせる必要がある。</p> <p>○トイレの位置は、井戸や河川の水汲み場から遠ざける。</p> <p>○農産物の病虫害に対する発生予察・防除策とも関連する。</p> <p>○医療関係者の養成や農村医療機関の質と量の充実、衛生講習による住民の啓蒙に関連。</p> <p>○医療関係者の養成や無医村対策、地域保健システム作りに関連。</p>

	○家族計画を知っていても、避妊の実施率が低い。女性だけを対象に家族計画が行われる。	○男女を対象にした家族計画の講習及び器材の提供。ただし、国家政策や文化・習慣に配慮する。	○避妊だけを強調せず、母子の保健衛生やエイズ問題と関連させる。現地に即した健全な家族のあり方の考察・講習。
衣料の改善	○助産婦がいない地区もある。 ○服の数が少なく、汚れても着替える服が乏しい。	○助産婦の養成。 ○ミシンによる改良作業着、子供服、婦人服の自主製作。ミシンの供与。ミシン購入に必要な信用の供与。	○無医村対策、地域保健システム作りに関連。 ○製作した衣服の販売。刺繍や染色を取り入れれば、農村工芸に結び付く。その際は市場開拓が必要。
農村工芸	○現金収入が乏しいが、農村には雇用機会がない。	○家事の合間に行える事(刺繍、染色、竹細工等)を考案し、技術向上を計る。	○原料から作ると収益も多い(養蚕、棉栽培等)。市場の開拓も必要である。
家計簿記帳	○日常生活費を管理していても、記録する習慣がなく、計画性が乏しい。	○家計簿の記帳と、家計の計画的運営を促す。	○家計簿記帳に必要な字と計算の教育(識字教育、成人教育)。
生活改善普及	○生活改善を主目的にした普及活動はまだ少なく、体制も不備な所が多い。	○普及事業への生活改善の組入れ、普及員の訓練、普及活動に必要な機器・教材の開発、女性普及員の増員を促す。	○普及の基になる生活改善技術の研究を行う。普及員への交通手段の提供を計画する。
生活改善技術研究	○現地に適した生活改善技術を研究する機関や人材がない。	○生活改善技術の研究所を設置し、生活改善技術の研究者を養成する。	○生活改善技術の研究機関と普及組織の連携を組織化する。
共同保育	○手のかかる子供がいると、労働に支障を来したり、家庭の外で行われる講習会等に参加できない。	○農繁期や、講習会等の開催時に、共同保育を行う。	○将来的には、保育園建設や保母養成も行うことを見込んでおく。
エネルギー改良	○電気や、その他の燃料が不足しているため、日の出と共に起き日没と共に寝る生活が多い。薪以外の燃料は入手が困難で値段が高い。	○経費が安い農村電化(風力、太陽、水力、バイオマス)計画を推進する。水力発電の場合、ダム建設による立退きや自然破壊の問題を慎重に配慮する。	○薪消費が減れば、薪集めの主な責任者である女性の負担が軽減する。電化は、食品加工、農村工芸、情報獲得等にも効果を及ぼす。

2) 農業改良に関する課題と対応策

課 題	背景・問題点	直接的対応策	関連対応策
基盤整備	○灌漑設備による収穫増は男女に利益を及ぼす。だが、灌漑水路を堤防で囲んだために、女性の川の利用(洗濯、水汲み等)が困難になった場合もある。	○灌漑工事をする場合、女性の川の利用が困難にならないように、洗濯等の用事で水路に降りることができない場所を一定間隔で水路に設置する。	○灌漑用に溜め池が作られた場合は、養魚池と兼用させる。水路にそって農道を建設する。灌漑地用の農法の普及と、その実行に必要な農業信用の提供。

農業労働負担の軽減	<p>○収穫物の運搬は、耕うん機等の農業機械がない場合、主に女性の仕事になっている。</p> <p>○農作物の播種、除草、収穫、貯蔵、加工や、家畜への給餌、給水、家畜小屋の清掃等への女性の労働参加が多い。</p>	<p>○荷物を運びやすいように、農道の拡張・整備を行う。</p> <p>○男女を対象にした労働節約型の技術の普及を行う。女性の農作業の実態を調査し、普及の恩恵・効果が男女に及ぶように工夫する。農具の改良。男女を対象にした農業機械化。</p>	<p>○農道に合わせた運搬手段（リヤカー等）の改良を行う。</p> <p>○収穫増と農作業の労働負担の軽減に役立つ技術を研究・開発する。農業機械や農具の購入資金への信用提供は男女に平等に行う。</p>
自給作物栽培の支援	<p>○サブ・サハラ・アフリカでは、換金作物は男性が担当し、自給作物は女性が担当する傾向がある。しかし、普及の対象は換金作物の場合が多い。</p>	<p>○自給作物を対象にした農業改良普及を行う。</p>	<p>○自給作物を対象にした農業研究を行う。自給作物栽培を対象にした農業資機材の供与や購入資金への信用提供。</p>
野菜栽培	<p>○園芸や野菜栽培は主に女性の仕事である。</p> <p>○家畜に食べられないように柵が必要である。</p>	<p>○野菜栽培に関する農業改良の技術指導を行う。</p> <p>○有棘鉄線を供与し、女性も入手できるように配慮する。</p>	<p>○野菜を使った料理講習。野菜販売の市場の開拓</p> <p>○OKR IIの効果的利用。有棘鉄線購入用の信用提供。</p>
樹木栽培	<p>○灌水のための水の確保が必要である。</p> <p>○家の周りの樹木の栽培は女性の仕事であり、薪炭用樹木、果樹、飼料木の栽培が求められている。果実が道端で売られ、女性の現金収入になることもある。</p>	<p>○野菜栽培を含めた畑作灌漑を考案・開発する。</p> <p>○薪炭用樹木、果樹、飼料木の栽培指導と苗木の提供。自給作物や野菜の栽培と組み合わせたアグロ・フォレストリーの奨励。</p>	<p>○農業基盤整備に、野菜栽培への水の供給を組み込む。</p> <p>○用材伐採や耕地拡大が主要原因である森林破壊で、薪集めを担当している女性が最も影響を受けている。女性は森林の保護に関心が高いので、植林に協力してもらおう。</p>
養蚕	<p>○養蚕は、女性の参加を必要とするし、女性の現金収入拡大に役立つ場合が多い。</p>	<p>○男女を対象とした養蚕プロジェクト。</p>	<p>○絹織物等の農村工芸に関連。農村工芸と結び付ける場合は、市場開拓に力点を置く。</p>
養鶏・養魚	<p>○家の周りで行える鶏、アヒル、兎等の飼育（放飼い）は女性の仕事である。</p> <p>○溜池での養魚は、蛋白質摂取を助けるし、販売すれば現金収入を生む。</p>	<p>○養鶏（鶏舎）の普及。雛鳥や資機材の購入への信用提供。</p> <p>○海老を含む養魚（養魚池）の普及。稚魚や資機材の購入や、養魚池建設用資金への信用提供。</p>	<p>○卵、鶏肉、内臓を使った料理講習。卵の市場開拓。卵の収集・販売用容器の製造。</p> <p>○魚を使った料理講習。魚の保存・加工（干物）。生魚や干物の市場開拓。容器の製造</p>
農業改良普及	<p>○女性の農業参加の実態が軽視され、普及の対象から</p>	<p>○女性の農業参加の実態を反映した普及組織・普及内</p>	<p>○女性の農業参加の実態を反映した農業研究の促進と、</p>

農業研究	外されていた。 ○女性の農作業や、女性が主に栽培する作物等を対象にした農業研究は少なかった。	容の改善と、普及員の訓練。 なお、普及組織改善の一環として、女性普及員の増員を促す。 ○女性が担当する農作業・作物に焦点を当てた農業研究と研究者の養成。性別分業を含む営農システム研究の実施。	普及との連携の強化。普及活動の活発化を促すため、普及員に交通手段を提供する。 ○農村女性の実態把握による研究課題の発掘。農業研究と普及との連携の強化。
土地保有制度	○土地は世帯主の男性が所有していることが多い。農地改革や入植事業で、法律上は平等とされていても、女性世帯主が土地を所有できる例は少ない。	○男女平等な農地改革・入植事業の実施。不平等になった場合の修正措置の検討。	○農地改革・入植事業は、その土地の基盤整備や、普及事業、農業信用の提供と組み合わせた総合的農村開発としたほうが効果的である。

3) 共通する課題と対応策

課 題	背景・問題点	直接的対応策	関連対応策
普及組織	○普及組織がない国もある。 ○普及組織があっても、農業改良普及と生活改善普及が整備されている国は少ない。 ○普及員の訓練や、普及活動に必要な機器・教材の作成を担当する機関がない場合がある。 ○農業における女性の役割を反映させた普及活動が不十分である。普及員による女性を対象とする普及内容の研修が不十分である。女性の普及員も少ない。 ○普及員の交通手段が不足している。	○普及組織がない場合は、官民にこだわらず、技術や情報を男女の農民に伝達し、それら農民のニーズを把握し、それに応える組織の設置や運営に協力する。 ○普及組織が農業改良と生活改善を含むように改良する。 ○普及員の訓練や、普及活動に必要な機器・教材の作成を担当する機関の設置。 ○農業における女性の役割を反映させた普及員の訓練と意識改革の促進。女性普及員の増員の奨励。 ○普及員への自転車、オートバイ、自動車の供与と現地生産。	○そのような組織が政府機関であった場合は、既存の他の政府機関との業務調整や協力関係の樹立。そのような組織がNGOであった場合は、関連する政府機関との協力関係の樹立。 ○農業改良と生活改善のそれぞれの担当普及員の訓練。 ○農業改良と生活改善の双方の普及内容の研究の促進。 ○普及員の訓練機関の設置。政府関係者の意識改革のためのワークショップの開催。 ○農村全体の交通・運搬手段の改良も計る。

	<p>○農業における女性の役割を反映させた普及活動に必要な機器・教材がない。</p> <p>○普及情報の伝達手段が限られている。人々のマスメディアへの関心は高い。</p> <p>○公用語と生まれた時から話している母語が異なり、普及対象者が母語しか話せない場合がある。その場合、普及活動のために対象者の母語を話せる普及員を雇用する必要がある。</p> <p>○東南アジアではラジオのある家が多い。裕福な農家にはテレビもあり、近所の人が見に集まる。</p> <p>○識字能力のある人には活字情報が効果的である。</p> <p>○技術改善情報は、親戚や近隣の人から入ることが多い。情報伝達は、マスコミより人伝の方が有効である。</p> <p>○農村女性の非識字率は高く、文字情報を活用できない場合が多い。</p> <p>○初等教育を終了できなかった人々もいる。</p>	<p>○農業における女性の役割を反映させた普及活動に必要な機器・教材の現地での作製。</p> <p>○普及でのマスメディアの利用の促進。</p> <p>○公用語が通じない地方での普及活動の活発化のため、各地の普及対象者の母語を話せる普及員の雇用を促進する。それぞれの母語を用いた教材等を作成する。</p> <p>○農事放送の促進。視聴者が身近に感じられるような話題の提供。現地の技術改善経験者の成功談の取材。</p> <p>○普及関係の雑誌の発行・配布を促進。</p> <p>○キーファーマー、地域リーダーの養成。既存の情報網の利用。</p> <p>○実生活に役立つ識字教育を行う。</p> <p>○実生活に役立つことを中心に、成人教育を行う。</p> <p>○そのような場合は、女性組織の結成を援助する。</p> <p>○指導者の発掘・育成（指導者養成研修等）を行う。</p> <p>○集会場を作り、運営・管理に女性組織も加える。</p> <p>○政府関係者向けに WID ワークショップを開催する。相手国政府組織に WID アドバイザーを派遣する。</p>	<p>○農業改良と生活改善の双方の普及内容の研究の促進。教材の開発。</p> <p>○ラジオ・テレビの普及台数の増加を促す農村電化の促進。</p> <p>○成人教育で公用語を扱う。相手国政府の少数民族政策の重点が、融和にあるのか保護にあるのかで普及対象者への対応も変わってくる。</p> <p>○WID の啓蒙・宣伝活動と結び付けた放送技術の指導。情報の収集・整理。農事放送のコンテスト。</p> <p>○読める人間を増やすための識字教育。情報の収集・整理。</p> <p>○人伝での情報伝達と、マスメディア・文字情報との連携を計る。情報の収集・整理。</p> <p>○実用的な情報を載せた普及関係の雑誌の発行。家計簿の記帳。</p> <p>○非識字者でも理解できるような普及活動を行うのに必要な機器・教材の開発・作製。</p> <p>○女性組織の運営資金を提供する農村信用。女性組織が活動するのに必要ならば集会場の建設。</p> <p>○メンバー全員の教育と意識向上が指導者を支える。</p> <p>○当該社会の男性の理解が必要である。</p> <p>○他の先進国や、近隣諸国の援助関係者を集めて国際会議を行うのも効果的である。</p>
情報提供手段			
成人教育			
女性組織			
現地側の理解・意識向上			

農民組織 (農協を含む)	<p>○伝統的慣習と異なることを始めるには、当該社会の男性の理解が必要である。</p> <p>○女性だけを対象としたプロジェクトでは男性の協力が得にくい場合も考えられる。</p> <p>○農村女性の技術向上を促すプロジェクトを実施するには、現地の女性の自発的参加が必要である。</p> <p>○農民組織、農民グループ、農協等の、農民が集団的な利益を得るための組織がない場合もある。</p> <p>○農民組織等がある場合、参加者は主に男性世帯主であることが多い。</p> <p>○農協に婦人部、青年部がない場合もある。</p>	<p>○プロジェクト対象地区で、WIDに関する啓蒙・宣伝活動を行う。</p> <p>○女性のみを対象としたプロジェクトと、男女を対象としたプロジェクトを、状況に応じて使いわける。</p> <p>○意識向上のための啓蒙・宣伝活動や、研修を行う。先進的事例が近隣にあれば、見学会を行う。</p> <p>○農業資機材や技術や信用の提供の受け皿となるように農民をまとめる。</p> <p>○男女平等に参加するように促す。</p> <p>○農協婦人部、青年部の設置と活動の明確化。</p> <p>○女性向けの農業・農村信用を支援する。</p>	<p>○マスメディアを利用したWID啓蒙・宣伝活動。</p> <p>○WID啓蒙・宣伝活動を通して、男性の理解を深めていく。</p> <p>○マスメディアによる啓蒙・宣伝活動。WIDワークショップの開催。</p> <p>○普及組織や農業信用機関との連携を計る。</p> <p>○WID啓蒙・宣伝活動を通して、男性の理解を深めていく。</p> <p>○婦人部、青年部それぞれでの指導者育成が必要。</p> <p>○資金運用や家計簿記帳の指導と関連。</p> <p>○女性用自転車、リヤカー、一輪車等が通れるように農道を改良する。運搬用具購入に信用を提供する。</p>
信用提供	<p>○農村女性は担保になるものを持っていないことが多く、信用を得る機会が少ない。</p>	<p>○運搬作業がしやすい女性用自転車、リヤカー、一輪車等の現地生産を促進する。</p>	
交通・輸送手段	<p>○水汲み、薪集め、収穫物運搬等の輸送作業は、女性の分担であることが多い。運搬は、頭上に載せたり、背負ったり、手で持って行っている。</p>		

4) 援助体制に関する課題と対応策

課題	背景・問題点	直接的対応策	関連対応策
情報収集	<p>○開発途上国の農村女性の生活や労働条件、社会的・法的状況等に関する実態把握が必要である。しかし、状況は、場所によって異なり、正確な把握が難しい。</p> <p>ターゲット・グループの設定や、ニーズの把握、プロジェクトの効果測定のための情報が不足している。</p>	<p>○在外事務所へ常駐のWID専門家を配属し情報収集を行わせるか、事前調査で長期調査員を派遣する。また、現地の大学・研究機関・有識者による女性に関する研究・調査を支援し、現地のニーズ把握に活用するのも効果的である。</p>	<p>○WID専門家の養成を行う。WIDの協力体制を強化する。日本にWID情報収集機関を設置し、国際機関や他の先進国と情報交換の協定を結ぶ。</p>

援助機関	<p>○農村女性を対象にした技術協力を行うには、草の根のニーズ把握が必要であるが、日本の援助は要請主義の立場をとっている。草の根のニーズ把握と要請主義の調整が必要になっている。</p> <p>○技術改善の受入れに、現地の風習・慣習が大きく影響する。世帯の恒常的な所得増大に繋がると慣習も変えられる場合がある。</p> <p>○WIDプロジェクトの遂行を円滑化するためにも、援助機関側も女性の地位向上に努力していることを相手国政府側に示す必要がある。</p>	<p>○要請後に長期の事前調査団を派遣。または、小規模な予備的援助をしながらニーズ把握を行い、その後で本格的援助を行う。あるいは、常にニーズを把握しておけるような体制を作る。</p>	<p>○事前調査団やプロジェクト・チームに参加するWID専門家の養成。在外事務所への常駐のWID専門家の配属。実態やニーズの把握への現地の機関・個人の協力の確保。</p>
女性の参加	<p>○WIDプロジェクトの遂行を円滑化するためにも、援助機関側も女性の地位向上に努力していることを相手国政府側に示す必要がある。</p> <p>○調査団にWID専門家、又は他の専門分野の女性の専門家が加っていない場合がある。WID専門家でない、と、一面だけで、女性差別がないと判断したり、生産への女性の関与の実態を見過ごす可能性がある。また、調査団に女性がいると、現地の女性との意見交換が円滑となる。</p>	<p>○技術改善を阻害するような風習・慣習がないかを調査し、その影響を緩和できる方法があるのかないのかを検討する。</p> <p>○在外事務所へ常駐のWID専門家を配属する。様々な分野で女性の専門家の採用を促進する。</p> <p>○WID専門家を養成する。様々な分野での女性専門家の採用を促進する。</p>	<p>○現地社会の理解を得るための啓蒙・宣伝。マスコミの利用。WIDのセミナーの開催。</p> <p>○WID専門家の養成を行う。WID関係の予算・人員の充実が必要である。</p> <p>○WID関係の情報収集の充実と、WID関連のノウハウの整理・分類を進める。WID関係の予算・人員の充実が必要である。</p>
他の援助機関やNGOとの連携	<p>○プロジェクトの企画、立案、実施、評価に関して、現地の女性の参加が乏しい。</p> <p>○同一地区での援助では、国際機関や他の先進国の援助機関と、協力内容を調整する必要がある。また、援助内容が多様化した場合、他の先進国の援助機関やNGOが得意な分野があり、その分野にJICAとして手が回らなければ、援助効果を拡大するために共同して援助することも考えられる。</p>	<p>○プロジェクトの企画段階から現地の女性の参加を可能にする援助体制を作る。</p> <p>○国際機関や他の先進国の援助機関や、NGOとの連携を計る。</p>	<p>○現地の女性に関する情報の把握。</p> <p>○国際機関や他の先進国の援助機関や、NGOが、何をどこで如何に行っているか、それぞれの得意な分野は何かについての情報収集・整理を行う。そのため、国際機関や他の先進国の援助機関や、NGOと頻繁な交流を行う。</p>

3. 地域別の課題と対応策

前節では、開発途上国の農村生活改善のために女性の技術向上を計る際に問題となる項目とそれへの対応策を網羅的に示した。それには、課題の重要性を表わす優先順位は、全く付けられていない。それゆえ、前節の内容は、一般的に、どんな課題や対応策が考えられるかをメニュー的に示しているにすぎないものになっている。

優先順位を付けるには、プロジェクトの対象となる具体的なターゲット・グループが実際に何を求めているかというニーズの正確な把握を行う必要がある。そのニーズにしたがって、何がターゲット・グループに必要とされているかを基準にして、優先順位を決めていくのが、優先順位設定の基本的な方法である。従って、本章のように、具体的な対象を想定しないでの議論は、試案の域をでることができないのは当然のことである。前節の始めに、具体的に技術協力量案を策定する際には、一般的な課題と対応策のリストからの取捨選択が必要だと述べたのは、そのような意味からであった。

しかしながら、技術協力量案を想定していく際に、どんな側面を重視して考えていくかという何らかの方向性をどうしても求められるであろう。そのような方向性は、想定された対象が、どこの地域にあるかによって、ある程度は生まれてくると期待される。

そこで、本節では、第I章と第II章で示された地域別の特徴を基にして、地域別の課題と対応策を示すことになる。まず1)において、前章までを参考に地域別の問題点の整理を行い、次に2)で地域別の課題と対応策を示すことにする。とはいえ、ほとんどの課題は、細かい程度の差はあるが、どの地域でも問題になっている。従って、本節では、地域別に示す際に、若干の意図的な強調を行っている。それゆえ、問題点として指摘がないからといって、その地域では指摘のない事項は無視しても良いというわけではないことを御理解いただきたい。

1) 地域別の問題点

前章までの分析から、農村生活改善のために女性の技術向上を支援するプロジェクトを考案する際に、地域的な方向性を示す問題点を考えてみよう。

第I章の開発途上国の女性に関する一般的な分析では、幾つかの指標が取り上げられた。そのなかで、先進国が国際協力で着手することが可能なものを基準に考えると、健康と教育の分野での問題点が重要視される。それ以外の、例えば、家族の領域の平均初婚年齢の低さの問題等は、相手国の文化的・社会的慣習にも関わるものであり、また、政治参加の領域は相手国政府の政策に関わるものであり、援助の形態で変化を促せるようなものではない。

第I章で既に述べられたことであるが、健康の領域で言うと、第1に、妊産婦の死亡率は、医療関係の訓練を受けた立会人(助産婦等)なしでの出産が多い西アジア、東南アジア、アフリカ、南アジアで高くなっている。従って、これらの地域では、助産婦を中心に医療関係者の不足と、農村地域の医療体制の不備が特に問題であると考えられる。

第2に、15~49歳の女性で貧血症が多いのは、アフリカと、東アジア以外のアジア地域であ

る。従って、これらの地域では、貧血症の主な原因である栄養不足が特に問題になっていると見なされる。

第3に、既婚女性の避妊実施率は、アフリカと、東アジア以外のアジア・太平洋地域で低くなっている。従って、これらの地域では、家族計画の実施が特に問題になっていると思われる。

教育の領域について見ると、非識字率が、サブ・サハラ・アフリカ、南アジア、北アフリカと西アジアで高くなっている。また、これらの地域は、中等教育レベルでの女子就学者が男性よりも特に少なくなっている地域でもある。従って、これらの地域では、成人に対する識字教育と、女子の就学に特に問題点が見出される。

健康と教育の領域以外で、特に注意を要すると思われるのは、ラテンアメリカで女性の世帯主が多いことである。これは、女性が世帯主になっている世帯が、男性が世帯主になっている世帯より、国際協力の恩恵の獲得で不利にならないように、特にラテンアメリカでは注意したほうが良いということを示している。例えば、世帯を単位として国際協力が何らかのアプローチをする際、その地区に住む全世帯における男性世帯主と女性世帯主の比率よりも、国際協力に参加している全世帯における男性世帯主と女性世帯主の割合が低かった場合は、その国際協力の恩恵の配分が女性世帯主に不利になっていると考える必要があるだろう。

第II章の1では、農村女性の実態に関して、農村生活と農業生産の2つの側面から検討を行っている。農村生活に関して住宅、食生活、保健衛生、意思決定、教育、生活時間から実態を検討しているが、地域別の相違を明確に示すものは少なく、どの地域でも、程度の差こそあれ、同じような問題が見られることが示されている。

地域別の問題点としては、第I章で見られたものと共通するものが2つあがっている。それは、1人1日当りの食料供給に関して、アフリカとアジアが他の地域より低いということと(表II-3参照)、女性の非識字率が、特に農村部における割合が、アフリカとアジア・太平洋地域で高くなっているということである(図II-3参照)。

第I章で触れなかった地域別の問題点として、住宅のインフラの問題がある。安全な飲料水、適当な下水設備、電気の3つに関して、どの地域でも都市と農村の格差が大きく、農村部では3つともほとんど未整備であることが示されている(図II-1参照)。安全な飲料水の確保に係る水汲みや、電気以外のエネルギーとして中心的存在である薪の収集が、主に農村女性の責任とされている状況から考えると、住宅関連のインフラの未整備は、農村女性の労働負担の重さを示唆するものと捕らえることができる。

しかしながら、都市部でも住宅関連のインフラがまだまだ未整備な状況で、農村部の上下水道の整備や農村電化を一気に押し進めようとするのは無理があるだろう。それゆえ、農村女性の労働負担を基準に考え、図II-1に示されているように、安全な飲料水が特に乏しいアフリカとラテンアメリカ・カリブ海地域では、水汲み労働の緩和を重要課題と捕らえ、電気のない世帯が特に多いアフリカとアジア・太平洋地域では薪集めの労働の緩和が課題になっていると理解するのが妥当ではなかろうか。

第II章の1の後半の農業生産の側面では、一般概況の後に生産への関与の実態が検討され、普及や、農業信用、協同組合等の組織への加入等は、どの地域でも、程度の差こそあれ、同じような問題が見られることが示されている。しかし、農業への参加に関しては、地域別の相違

が見られる。

アジアでは稲作が主であり、耕起等は男性の仕事で、除草等は女性の仕事という性別の分業が存在しているが、基本的に男女が協力して農業生産を行っている。アジアでの問題は、男女が農家の労働投入の約半分づつに貢献しあっているのに、普及活動の対象者は主に男性世帯主であり、農家の重要な家族労働者である女性が普及活動の対象者になっていないことにある。

中東（西アジア）と北アフリカでは、イスラム教の影響により、女性は人前に顔を出さないために、家や庭で行える種子の選別、ポスト・ハーベスト作業、家畜の世話等を主に行っている。この地域では、女性が家や庭で行っている作業に関して技術協力をするとしても、女性が訓練のために外にでることは困難である。また、女性でないと女性に会いに行きにくいので、女性の専門家が現地の女性の普及員と組んで訪問する必要があるが、現地には女性の普及員がほとんどいないのが実情である。

サブ・サハラ・アフリカでは、女性は結婚によって耕作権を得た農地で自給作物（主食）を栽培し、男性は別の自分の農地で換金作物を栽培する傾向がある。この地域での問題は、普及活動が、男性が栽培する換金作物を対象に行われ、女性が栽培する自給作物が対象外に置かれていることにある。

ラテンアメリカでは、女性の農業参加率は他の地域より低く、普段は家の近くで家畜の世話や家庭菜園を行っており、農繁期になり男性だけでは手が足りなくなると圃場等での農作業に参加している。この地域の特徴として、女性世帯主が多いことがあげられる。世帯主が女性であるために、農業信用、普及サービス、技術訓練等の獲得が不利にならないような配慮が必要となっている。

さて、第Ⅱ章の2では、「地域別に見た農村女性の実態」として JICA の行った基礎調査の要約が載せられている。ここでは、アジアに関してマレーシアとスリランカ、ラテンアメリカに関してボリヴィアとホンジュラス、アフリカに関してガーナとケニアが取り上げられている。必ずしもこれらの国々が各地域の農村女性の状況を示す代表国とは言えず、これらの2カ国づつで地域的な特徴を語ることは困難になっている。マレーシアに関しては、女性の意識として現地の女性の改善の要望が示されているが、他の国に関しては何も言及がない。つまるところ、第Ⅱ章の2は、個別的な事例を示しているにすぎないものとなっている。従って、本節の参考には用いないことにする。

その代わり、第Ⅱ章の1でも言及されているが、本検討事業の一環として実施した青年海外協力隊員へのアンケート結果から、地域別の問題点を考えることにする。アンケート結果を用いるについては、標本数が少ないことや、アンケートが行いやすいような比較的条件の良い農村に関する意見だという問題もある。しかし、現地での優先順位を示す手元にある資料としては、これしかないので採用させていただく。なお、質問の方法として、左端に示された事項から回答を選択するというやり方を取っている。従って、回答を無意識に誘導している可能性もないことはない。だが、それでも若干の傾向が表われてきている。

表Ⅲ-1は、青年海外協力隊員から見た農村の優先的改良事項である。他の表に関しては1人1答になっているが、この表のみ若干の人が複数回答を行っている。従って、回答の割合は対象農家数では100%となるが、回答の合計数では100%を越える結果になっている。さて、こ

表Ⅲ－１ 青年海外協力隊員から見た農村の優先的改良事項

	アフリカ	アジア	大洋州	ラテンアメリカ	合計 (%)
1. 農業機械	1(8.3)	1(4.5)	0(0.0)	0(0.0)	2(3.4)
2. 耕地拡大	1(8.3)	0(0.0)	0(0.0)	1(6.3)	2(3.4)
3. 灌漑	4(33.3)	9(40.9)	1(12.5)	3(18.8)	17(29.3)
4. 飲料水の確保	4(33.3)	7(31.8)	3(37.5)	4(25.0)	18(31.0)
5. 道路整備	1(8.3)	5(22.7)	1(12.5)	2(12.5)	9(15.5)
6. 電気	0(0.0)	1(4.5)	0(0.0)	2(12.5)	3(5.2)
7. 普及組織	2(16.6)	3(13.6)	2(25.0)	5(31.3)	12(20.7)
8. 共同施設	1(8.3)	2(9.0)	1(12.5)	1(6.3)	5(8.3)
9. その他	3(25.0)	4(18.2)	1(12.5)	2(12.5)	10(17.2)
対象農村数	12(100.0)	22(100.0)	8(100.0)	16(100.0)	58(100.0)

出所：本事業で実施したアンケート調査。以下の表4まで同様である。

表Ⅲ－２ 青年海外協力隊員から見た優先的な農業援助

	アフリカ	アジア	大洋州	ラテンアメリカ	合計 (%)
1. 主食作物栽培指導	1(8.3)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(1.5)
2. 野菜栽培普及	8(66.7)	13(59.1)	5(83.3)	11(73.3)	37(67.3)
3. 女性農業普及員訓練	2(16.7)	3(13.6)	1(16.7)	2(13.3)	8(14.5)
4. その他	1(8.3)	6(27.3)	0(0.0)	2(13.3)	9(16.4)
合計	12(100.0)	22(100.0)	6(100.0)	15(100.0)	55(100.0)

表Ⅲ－３ 青年海外協力隊員から見た優先的な生活改善のための援助

	アフリカ	アジア	大洋州	ラテンアメリカ	合計 (%)
1. 薪炭用樹木の植林	5(41.7)	5(23.8)	0(0.0)	1(6.7)	11(20.0)
2. かまどの改善	1(8.3)	3(14.3)	0(0.0)	2(13.3)	6(10.9)
3. 食事内容改善	4(33.3)	7(33.3)	6(85.7)	11(73.3)	28(50.9)
4. その他	2(16.7)	6(28.6)	1(14.3)	1(6.7)	10(18.2)
合計	12(100.0)	21(100.0)	7(100.0)	15(100.0)	55(100.0)

表Ⅲ－４ 農家の主婦から見た優先的な家事改善の要望

	アフリカ	アジア	大洋州	ラテンアメリカ	合計 (%)
1. かまど、台所	2(7.1)	19(47.5)	6(54.5)	11(34.4)	38(34.2)
2. 飲料水	8(28.6)	11(27.5)	4(36.4)	8(25.0)	31(27.9)
3. 洗濯	3(10.7)	3(7.5)	1(9.1)	0(0.0)	7(6.3)
4. その他	3(10.7)	4(10.0)	0(0.0)	5(15.6)	12(10.8)
5. 別になし	12(42.9)	3(7.5)	0(0.0)	8(25.0)	23(20.7)
合計	28(100.0)	10(100.0)	11(100.0)	32(100.0)	111(100.0)

の表を見ると、飲料水の確保はどこ地域でも優先度が高く、大洋州以外では、やはり水に関連する灌漑が問題となっている。また、ラテンアメリカでは、それらに加えて普及組織の改良が求められていることが示されている。

表Ⅲ-2は、青年海外協力隊員から見た農村女性に関する優先的な農業援助であるが、どこでも野菜栽培普及の割合が高くなっている。

表Ⅲ-3は、青年海外協力隊員から見た農村女性に関する優先的な生活改善のための援助であるが、アフリカとアジアで薪炭用樹木の植林が重要視されている。食事内容改善は全ての地域で割合が高いが、特に大洋州とラテンアメリカで高くなっている。

表Ⅲ-4は、農家の主婦から見た優先的な家事改善の要望であるが、飲料水は全ての地域で高くなっており、これは表Ⅲ-1での青年海外協力隊員の意見と一致している。その他では、

表Ⅲ-5 地域別の問題点

	第I章	第II章1.1)	第II章1.2)	アンケート
アジア	医療関係者の不足・ 医療体制の不備 (東南・南アジア) 栄養不足(東アジア以外) 家族計画(東アジア以外) 識字教育・女子の就 学率(南アジア)	食料供給不足 非識字率が高い 薪集めの労働負担	女性の農業労働への 貢献は半分なのに、 普及活動の対象外。	飲料水の確保 灌漑 野菜栽培普及 食事内容改善 薪炭用樹木の植林 かまど・台所の改良
中東(西アジア) ・北アフリカ	医療関係者の不足・ 医療体制の不備 栄養不足 家族計画 識字教育 女子の就学率	×	女性の農業参加の実 態が特に把握困難。 農村女性への普及活 動には女性専門家と 女性普及員が必要。	×
サブ・サハラ・ アフリカ	医療関係者の不足・ 医療体制の不備 栄養不足 家族計画 識字教育 女子の就学率	食料供給不足 非識字率が高い 水汲みの労働負担 薪集めの労働負担	女性は自給作物栽培 を担当しており、換 金作物を対象にした 普及活動の対象外に ある。	飲料水の確保 灌漑 野菜栽培普及 食事内容改善 薪炭用樹木の植林
ラテンアメリカ	女性世帯主が多い	水汲みの労働負担	農業信用、普及活動、 訓練等で女性世帯主 が不利にならない配 慮が必要。	飲料水の確保 灌漑 普及活動 野菜栽培普及 食事内容改善 かまど・台所の改良
大洋州 (太平洋地域)	家族計画	薪集めの労働負担	×	飲料水の確保 野菜栽培普及 食事内容改善 かまど・台所の改良

×=特に問題点の言及がない。

かまど・台所の改良が、アフリカ以外では割合が高くなっている。

さて、以上のことをまとめて示すと表Ⅲ-5のようになる。

地域別に見ていくと、アジア地域の主要問題点としては、第Ⅰ章で示されたものに栄養不足があり、第Ⅱ章1.1)に食料供給不足があり、アンケートに食事内容改善があることから考えると、まず第1に、食生活の改善があげられる。また、第Ⅱ章1.1)で薪集めの労働負担が示され、アンケートに薪炭用樹木の植林があることから考えると、第2に、薪集めの労働負担も主要問題点であると考えられる。第Ⅰ章で識字教育の必要性が示され、Ⅱ章1.1)で非識字率の高さが示されていることから考えると、第3の主要な問題点は非識字率の高さであると見なされる。

同じような方法で重複しているものを主要問題点とするならば、サブ・サハラ・アフリカでは、食生活の改善〔第Ⅰ章、第Ⅱ章1.1)、アンケート〕と、水汲みの労働負担〔第Ⅱ章1.1)、アンケート〕と、薪集めの労働負担〔第Ⅱ章1.1)、アンケート〕と、非識字率の高さ〔第Ⅰ章、第Ⅱ章1.1)〕が主要問題点となっている。

ラテンアメリカでは、水汲みの労働負担〔第Ⅱ章1.1)、アンケート〕と、普及活動の改良〔第Ⅱ章1.2)、アンケート〕が主要問題点となっている。

中東(西アジア)・北アフリカに関しては、農村女性を対象にした技術協力の困難が主要問題点であると考えられる。

大洋州に関しては、第Ⅰ章では、アジア・太平洋地域として一括されていたこともありアジアと区別しての問題の指摘は少なかった。アンケート以外の情報が少ないが、アンケートで考える限りは、大洋州はアジアと基本的には問題点が共通しており、食生活の改善と薪集めの労働負担が主要問題となっていると判断しても大差はないと見なされる。

2) 地域別の課題と対応策

以上の分析を基に、開発途上国の農村女性を対象に今後の技術協力案を策定するための参考として、地域別の課題と対応策を考えることにしよう。その際、主要問題点の分析で明らかになったように、中東(西アジア)・北アフリカでは農村女性を対象にした国際協力は困難だと思われるので、議論から除くことにする。また、大洋州(太平洋地域)はアジアと課題の内容の傾向が非常に類似しているので、ここではアジアで代表させることにし、大洋州は除外することにする。従って、ここでの地域別の議論というのは、西アジアを除いたアジア(以下ではアジアと表現する)、北アフリカを除いたアフリカ(以下ではアフリカと表現する)、ラテンアメリカの3つに大別し行うことにする。

3つの地域の農村生活改善に関する課題と対応策は、表Ⅲ-5の地域別の問題点と、本章の第2節で行った開発途上国一般に関する問題項目と対応策の検討と組み合わせることによって整理できる。表Ⅲ-5の地域別の問題点では、第Ⅰ章、第Ⅱ章1.1)と2)、アンケートで示された問題点が載せられている。このうち、第Ⅰ章は開発途上国一般に関しての問題点であり、農村女性を対象にしているのは第Ⅱ章とアンケートによる問題点である。従って、ここでは農村生活改善にしばって議論するので、第Ⅰ章であげられた問題点のうちで取り上げるのは、第Ⅱ章やアンケートで示された問題点と重複するものだけに限定することにする。

(1) アジア地域の課題と対応策

表Ⅲ-6は、上述のやり方で、アジア地域の農村生活改善に関する課題と対応策を示したものである。表Ⅲ-5の分析で導き出された地域別の主要な問題点は、見方を変えれば、主要な課題でもある。従って、アジア地域の主要課題は、食生活改善と、薪集めの労働負担を軽減することと、識字教育となる。それ以外の課題としては、野菜栽培、灌漑、飲料水の確保、かまど・台所の改良がある。

第2節で行った開発途上国一般に関する問題項目と対応策の検討で示されたように、各課題の直接的対応策には、組み合わせて実施することにより、その効果を拡大する関連対応策が存在している。直接的対応策と関連対応策の関係については、前節の「一般的な課題と対応策」を参考にしていきたい。

主要課題の1つの食生活改善に野菜栽培は料理の素材を提供するということから密接な関係にあり、別の主要課題の薪集めの労働負担の軽減は、集めてきた薪を効率的に使うためのかまど・台所の改良と密接な関係をもっている。それゆえ、野菜栽培を組み合わせた食生活改善と、かまど改良・台所の改良を組み合わせた薪集めの労働負担の軽減を、この地域の国際協力にお

表Ⅲ-6 アジア地域の農村生活改善に関する課題と対応策

課 題	直接的対応策	関連対応策
* 食生活改善	料理講習、保存食作り	野菜栽培、養鶏・養魚、豆科作物栽培、高蛋白質品種の改良研究、食糧増産
野菜栽培	野菜栽培に関する普及活動、農業資機材の供給、畑作灌漑	料理講習、野菜の市場開拓、農業信用(農業資機材購入用)、農業基盤整備、野菜栽培適正技術の開発
灌漑	灌漑施設建設、灌漑地用の農法に関する普及活動、農業資機材の供給	灌漑用溜池での養魚、河川の総合的な開発・管理、農業信用(農業資機材購入用)
飲料水の確保	水道設置、井戸掘り、川の水汲み場の改良、水運びの用具の考案・作製、水槽の改良	井戸の管理・修理、河川の総合的な開発・管理、灌漑、台所・かまど・貯蔵庫の改良、交通・輸送手段の改良、農村信用(水運び用具や水槽等の購入用)
* 薪集めの労働負担の軽減	薪炭用樹木の植林、薪運搬用の輸送手段の考案・作製	アグロ・フォレストリー、防風林、かまどの改善、交通・輸送手段の改良、農村信用(薪運搬用具等購入用)
かまど・台所の改良	かまど・台所の改良	水槽・貯蔵庫・住宅の改良、薪炭用樹木の植林、農村信用(住宅改良資金等)
* 識字教育	識字教育	成人教育、普及関係の雑誌の発行、家計簿記帳

* = 主要課題。

注：関連対応策の内容を見ると、どの地域でも言えるが、女性が関与する農業での適正技術の開発(高蛋白質の改良研究、野菜栽培適正技術の開発)や、農業・農村信用のように重複するものがある。これらは、本章の分析方法では課題とされなかったが、基本的に配慮すべき事柄として重要度が高いことを示している。

ける2つの中心的柱として、状況に応じて、識字教育、灌漑、飲料水の確保等の他の課題を加えて国際協力案を構想していったら良いのではないかと考えられる。

なお、アジア地域に関しては、女性は農業労働の半分に貢献しているのに、普及活動の対象外になっていることから考えて、農家の世帯主だけを普及活動の対象にするのではなく、その農家の農作業に携わっている全員（男女双方）を普及活動の対象にすることが必要だと見なされる。

(2) アフリカ地域の課題と対応策

表Ⅲ-7は、アフリカ地域の農村生活改善に関する課題と対応策を示したものである。この地域の主要課題は、食生活改善と、飲料水の確保と、薪集めの労働負担を軽減することと、識字教育となっている。それ以外の課題としては、自給作物栽培への普及活動、野菜栽培、灌漑がある。

自給作物栽培と野菜栽培は、素材を提供するということから主要課題の食生活改善に密接な関係を持っている。それゆえ、アフリカに関しては、自給作物栽培と野菜栽培と組み合わせた

表Ⅲ-7 アフリカ地域の農村生活改善に関する課題と対応策

課 題	直接的対応策	関連対応策
* 食生活改善	料理講習、保存食作り	野菜栽培、養鶏・養魚、豆科作物栽培、高蛋白質品種の改良研究、食糧増産、自給作物栽培への普及活動
自給作物栽培への普及活動	自給作物栽培への普及活動、農業資機材の供給	自給作物の農業研究、灌漑、農業信用（農業資機材購入用）
野菜栽培	野菜栽培に関する普及活動、農業資機材の供給、畑作灌漑	料理講習、野菜の市場開拓、農業基盤整備、農業信用（農業資機材購入用）、野菜栽培適正技術の開発
灌漑	灌漑施設建設、灌漑地用の農法に関する普及活動、農業資機材の供給	灌漑用溜池での養魚、河川の総合的な開発・管理、農業信用（農業資機材購入用）
* 飲料水の確保	水道設置、井戸掘り、川の水汲み場の改良、水運び用具の考案・作製、水槽の改良	井戸の管理・修理、河川の総合的な開発・管理、灌漑、台所・かまど・貯蔵庫の改良、交通・輸送手段の改良、農村信用（水運び用具や水槽等の購入用）
* 薪集めの労働負担の軽減	薪炭用樹木の植林、薪運搬用の輸送手段の考案・作製	アグロ・フォレストリー、防風林、かまどの改善、交通・輸送手段の改良、農村信用（薪運搬用具等購入用）
* 識字教育	識字教育	成人教育、普及関係の雑誌の発行、家計簿記帳

* = 主要課題。

食生活改善を中心的な柱として、状況に応じて、飲料水の確保、薪集めの労働負担の軽減、識字教育、灌漑等の他の課題を加えて国際協力案を構想していったら良いのではないかと考えられる。

なお、男性が換金作物を担当し、女性が自給作物を担当するという傾向から考えると、この地域での普及活動は、作物を対象として行った場合は男女別々になると予想される。

(3) ラテンアメリカ地域の課題と対応策

表Ⅲ-8は、ラテンアメリカ地域の農村生活改善に関する課題と対応策を示したものである。この地域の主要課題は、食生活改善と、普及組織の改良である。

それ以外の課題としては、野菜栽培、灌漑、飲料水の確保、かまど・台所の改良がある。

他の地域に関して述べたように、野菜栽培は主要課題の食生活改善に密接に結び付いている。それゆえ、この地域に関しては、野菜栽培と組み合わせた食生活改善を普及内容とした普及活動を中心的な柱として、状況に応じて、灌漑、飲料水の確保、かまど・台所の改良等の他の課題を加えて国際協力案を構想していったら良いのではないかと考えられる。

この地域は、女性の世帯主が多い地域である。従って、普及活動においては、男性が世帯主

表Ⅲ-8 ラテンアメリカ地域の農村生活改善に関する課題と対応策

課 題	直接的対応策	関連対応策
* 食生活改善	料理講習、保存食作り	野菜栽培、養鶏・養魚、豆科作物栽培、高蛋白質品種の改良研究、食糧増産
野菜栽培	野菜栽培に関する普及活動、農業資機材の供給、畑作灌漑	料理講習、野菜の市場開拓、農業基盤整備、農業信用（農業資機材購入用）、野菜栽培適正技術の開発
灌漑	灌漑施設建設、灌漑地用の農法に関する普及活動、農業資機材の供給	灌漑用溜池での養魚、河川の総合的な開発・管理、農業信用（農業資機材購入用）
飲料水の確保	水道設置、井戸掘り、川の水汲み場の改良、水運び用具の考案・作製、水槽の改良	井戸の管理・修理、河川の総合的な開発・管理、灌漑、台所・かまど・貯蔵庫の改良、交通・輸送手段の改良、農村信用（水運び用具や水槽等の購入用）
かまど・台所の改良	かまど・台所の改良	水槽・貯蔵庫・住宅の改良、薪炭用樹木の植林、農村信用（住宅改良資金等）
* 普及組織	普及組織を農業改良と生活改善を含むように改良、普及員の訓練、普及活動に必要な機器・教材の作製、女性普及員の増員、普及員への交通手段の供与、普及でのマスメディアの利用	関連省庁の予算・人員の確保、農業改良と生活改善の双方の普及内容の研究の促進、政府関係者の意識改革のためのワークショップ

* = 主要課題。

になっている農家と、女性が世帯主になっている農家の双方を対象にしていく必要がある。

4. おわりに

以上によって、一応、地域別に農村生活改善のための課題と対応策をあげ、地域別に農村生活改善のための国際協力の方向性を示すことができた。もっとも、3節の始めに述べたように、実際の技術協力案の策定に際しては、十分な社会経済調査を行い現地のターゲット・グループのニーズに従って、優先順位を確認していかなければならない。従って、対象地区によっては、ここで示された方向性が全く当てはまらないこともありうるだろう。

そうとはいえ、本章で行った検討が、全く意義のないものとは思えない。開発途上国における農村女性の役割を考慮に入れて国際協力を考える試みは、日本にとっても新しい試みである。それゆえ、たとえ総論的な試案とはいえ、農村生活改善のための一定の課題と対応策を示すことができたのは本検討事業の1つの成果だと考えたい。

次に我々に必要なのは、この試案を、より具体的な技術協力案に結び付けていくことである。その作業は次年度において行われる予定である。

次年度に予定されている技術協力案の考案には、前年度と本年度で行った以外にも、まだ幾つかの検討作業が必要である。特に、我が国の普及事業の経験の開発途上国の農村生活改善への具体的な活用を考える前に、我が国にどんな技術的蓄積があり、それを活用するのに何が必要で、それを活用するための条件を如何に生みだすかを整理し、明らかにしておくことが求められる。

例えば、技術的蓄積について言えば、戦後の昭和20年代と30年代の我が国の普及事業の経験は、初年度の報告書で扱っている。しかし、検討委員会でも指摘されているが、戦前の普及事業に関しては未検討である。相手国の状況によっては、昭和初期の農村復興事業のほうが参考になることも考えられる。

また、我が国の経験を開発途上国の農村に活用するには、相手国の実情が把握され、現地の人々のニーズにそった優先順位が設定される必要がある。その際、第2節の「4) 援助体制に関する課題と対応策」でも触れられているが、我が国が国際協力に関して採用している要請主義の立場と、草の根のニーズの反映を、具体的にどのように結び付けるかが問題になる。

更に、第2節の「3) 共通する課題と対応策」で触れたことが、我が国の経験を活用するためにも、官民にこだわらず、技術や情報を農村の住民男女に伝え、逆に農村の住民男女の要望を汲み上げる組織やメカニズムが必要である。そのような組織やメカニズムが現地にはない場合に、どのようにしていったら良いのか考えておいたほうが良からう。

このような残された幾つかの問題に関して検討を深めていくことによって、本章で示された試案を、具体的な技術協力案の策定に結び付けることができると思われる。

農村女性を通しての農村生活改善は、単に農村女性に恩恵を与えるだけでなく、農村全体の活性化に繋がるものである。それゆえ、農村全体を視野に入れながら、次年度の作業を進めていきたいと考えている。また、農村の環境問題（土壌劣化、沙漠化率等）と農村女性の関係についても目を向けていきたい。

参 考 资 料

参考資料 1. 開発途上国の普及事業、その発展のために－日本の普及事業経験からの提言－

藤田康樹 東京農業大学教授

はじめに

〈日本の経験を開発途上国に生かす〉ということについて、私は、次のように考えている。つまり、日本の協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）の経験そのものをまねる、或いは移転するというのではなく、開発途上国（以下「途上国」という。）の普及事業を、より発展させていくために、〈どのようなことに留意したらばよいか〉ということに、日本の経験（普及事業の存立や運営に著しい影響をもたらす外的・内的条件〈与件〉との関係においての在り方）を参考にしてもらい、ということだと思ふ。普及事業は、それぞれの国の独自の与件との関係において、その在り方が決まってくる、とうことを強調しなければならないからである。

加えて、〈生かす〉ことを行う主体は、途上国自体であり、日本の国際協力に当る者ではない。しかし、そうは言っても、途上国の当事者が、日本の経験を十二分に理解して、以上のようなことができる、ということは必ずしも容易ではないかもしれない。そこで上記の考え方に立って、途上国が共通にもつ与件があるとすれば、その与件との関係において〈こんなことが留意点ではないか〉という提言が途上国の当事者に対しあってもよいと思われる。以下の記述は、そのような考え方、立場にたって、行っていくつもりである。

ところで、普及事業の発展策を考えるためには、いくつかの側面からアプローチすることが必要となる。その側面として、以下の記述では、普及事業の与件、普及事業の性格と領域、普及事業の構成要素（主体、対象、内容、方法）から、行ってみたいと思う。

なお、近年、途上国は、その発展段階（主として経済成長の面から）において、いくつかに分類される。しかし、ここでは、主にアセアン諸国、ラテン・アメリカ後発途上国、アフリカ先発途上国などに代表される、いわば国際市場に向けて、輸出用作物を含む商品化作物が導入され、一次産品の輸出が行われようとしている国、をイメージすることにしておこう。

1. 普及事業存立の与件

普及事業の存立に顕著な影響をもたらす与件には、農業と農業政策、社会、経済、教育、文化などの大状況が挙げられる。

例えば、日本の普及事業が発足した当時（1948年頃）の重要な与件といえば、まず、普及事業は第二次世界大戦終了後（以下「戦後」という。）の農村民主化3大政策（農地解放、農業協同組合の設立、普及事業の発足）の一つとして位置づけられたこと、戦後の主要食糧の増産と農業者の福祉向上が、緊要な課題であったこと、が挙げられる。このような与件が、普及事業の安定感と、普及職員の士気高揚をもたらしたことは当然である。

また、社会・経済的には、民主主義社会、自由経済のスタートであり、農業者は農業生産に

意欲を燃やすこととなった。そして、著しい研究グループの発生をもたらしたのである。

なお、このような戦後の与件が普及事業の成立とその後の存立をもたらしたのだが、その他として無視できないものに、教育水準（識字率ほぼ100%）がある。この状況は普及事業の展開を容易にしたといつてよい。

日本の普及事業は、その後40年間、前述のような存立与件との関係において、いくたの変遷を経て、今日に至っているわけである。

ここで途上国に眼を転じれば、その多くは普及事業を有しはするものの、確たる法律を裏付けとはしていない。大統領令や農業省の省会要綱の類によって運営されているのが実情といえる。従って、財政的にも貧弱であることは否めない。

しかし、途上国の多くが農業開発の方策として、主要食糧の自給達成と輸出農産物の生産振興に重点をおくなかで、農業者の能力向上の重要性についての認識は高く、何れの国も普及事業をとりあげていることは貴重である。

社会、経済に係る与件としては、漸く、民主化、市場経済化がその緒についたところであり、教育については、その普及が未だしのこともあって、識字率は100%に程遠い。

従って、途上国の普及事業は、これらの与件を十二分に考慮して存立の枠組みが構想されなければならない。よくいわれる〈日本の普及事業の当初の展開過程が参考になる〉といった安易な考えは避けたい。

以上、普及事業の存立に係わる与件について述べた。なお、普及事業の運営に係わる与件といえは、その他諸般にわたることになる。それらについては、次の2節以降のなかで、述べることになる。

2. 普及事業の性格と領域

まず目的について、日本では、根拠法である農業改良助長法の第1条において、農業者の主体的知識の取得による経済的地位の向上とひいては国の経済発展に寄与すること、換言すれば、私経済と公経済に貢献することを目的とした事業として、農政の中に位置づけられている、といつてよい。

途上国における目的を通観すると、総じて主要食料の増産、輸出農作物の振興のための農業者の技術向上、がうたわれている。しかし、国家命題としての国益達成が優先して、個々の農家の経済的、社会的地位の向上が、二の次になっている感はぬぐいえない。このことは、当面は止むをえないことともいえる。しかし、究極は、個々の農業者の技術・経営能力が向上しない限り、農業の安定と発展はありえないことを銘記すべきであろう。

関連して、目的のもとづいての普及事業（実際には普及活動）の機能に及んでみよう。これも与件によって変化する。日本の場合をとってみても、当初の技術の伝達の指導機能から始まり、コンサルタント的機能へと変わってきているのである。

途上国における機能についても、正に与件との関係において考えられなければならないが、多くの途上国の状況からみれば、まずは技術の伝達の機能から、ということがいえよう。

なお、普及事業では、その機能として、農業者に対する援助だけでなく、附帯的に農政の滲

透と、農業者の農政に対するニーズをくみとり、農政にフィードバックすることも、加わることを心得ていなければならない。

次に、普及事業の領域についてふれておこう。日本では、農業改良、生活改善、青少年育成の3つを柱としてきた。このことは、家族労作経営としての農業経営の健全な発展と、次代の農業発展を確かなものとするための手立てとして、適切なことだったといえる。

では、途上国ではどうであろう。現状では、生活改善、青少年育成を採りあげている国は少ない。わずかに2～3の国で、あとは実験的に局部的に行っているにすぎない。

もちろん、途上国が農村の女性や青少年に対し、何も手立てを講じていないというわけではない。女性については、家計費の一助のための現金収入に結びつける技能訓練、青少年については、不良化防止対策も兼ねて、雇用機会に恵まれるための技能訓練などを講じているのである。

何れにしても、途上国では、生活改善、青少年育成は、ある程度の農業生産の向上と収益が上ってから、という考え方に立つ。しかし、農業の担い手としての女性、青少年の現実（農業の中に労働の機会をえたいとする意欲が上昇）を認識したとき、上述のねらいも兼ねて、いまや普及事業の対象領域とすることが急務ではないだろうか。

3. 普及事業の主体

1) 運営の主体

まず、世界諸国の普及事業の運営主体を分類してみると、①中央政府、②中央政府援助による州、県等地方政府、③中央政府援助による農業団体・農民組合、④中央政府援助による大学・農業高校の4つとなる。

途上国の普及事業についてみると、多くの国が①に該当する。因みに日本は②である。なお、途上国では、すべての作目に関する指導が、必ずしも単一の普及事業によってすすめられているわけではない。早期に商品化作物として採りあげられたものは、概してその作物単独の普及事業が展開されている。

ともあれ、多くの途上国では、普及事業が中央政府の直轄事業として位置づけられている。このことは、途上国では急務の国家命題があり、そのことへの貢献が義務づけられる普及事業としては、当然といってよい。

しかし、将来の方向においては、国家命題の解決、農業者の技術水準の向上、民主主義社会の熟度などの与件により、①から③への移行が考えられる。但し、普及事業が不必要となることは、第一次産業においてはありえない（その論証は、ここでは省略する）。なお、複数の普及事業の存在は、農業者の立場からは、不便といえる。その早期の解消が望まれるところである。

2) 普及活動の主体（普及職員）

日本における普及職員の数、機能分担、配置形態等は、農業の変化、発展、市町村等行政体の合併、農家の経営分化、農家数の減少などの与件により、いくたの変遷をたどってきている。また、日本の普及職員には改良普及員と専門技術員がおかれていた。

途上国の普及職員の数を、その配置密度の面からみると、概して現地普及職員1人当たり農家数1,500~3,000戸となる。因みに日本のそれは400戸である。この普及職員の数の過少は、その人材ソースの不足、財源難等により、当面、解消することはないと思う。そこで、この現実をカバーするには、配置の二重構造（県または郡レベルと現地レベルの配置で、指導監督の強化策による。）を改編すること、均一的配置を避け、重点地域への濃密配置を考えること、などを提案したい。

機能分担（技術項目等）については、普及職員の数とも関連して、当面は難しいことと思われる。しかし、将来、商品化作物の多様化や生活改善指導の必要性の高まりにより、どうしても分化せざるをえないのではないか。また、機能分化をすることと関連して、どうしても複数配置が必要となる。そうしたことを考えたときにも、前述のように、重点地域への濃密配置をとらざるをえないのではないか、と思う。

なお、今後、生活改善の指導を含む農業普及を担当する女性普及職員の採用について、その増加に努めるべきことを提案したい。

普及職員の質については、日本では高校卒業後3年の指導・教育についての経験を有し、資格試験をパスすることをスタートにして、今日では大学卒、資格試験合格者となっている。そして採用後は、体系的な在職研修によって、その向上が図られている。

途上国はどうであろうか。一般に高校卒業程度、国によってはその後の1~2年の養成コース終了、である。数の増加策とも考え併せて、普及職員の養成・研修は、途上国にとって重要な課題であろう。それには、施設、指導者の確保が必要である。しかし、これが実現には、国際的支援が望まれる。これからの国際協力には、このような人材育成のプロジェクトを重視すべきであると思う。

4. 普及事業（普及活動）の対象

普及活動の主対象を明確化しておくことが大切である。日本では農業経営主（成人男性が多い。）の他に、農業従事者としての女性、青年も対象としてきている。

しかし、近年は、農業経営の内容、経営体の多様化の進展によって、普及活動の対象をどこにおくべきか、あらためて考えなければならないときにきているのである。

途上国でも、この点決して簡単ではない。農業従事者といっても、例えば農地改革がすすんでいない国では、自作、自小作、小作の各農家、地主、プランテーション経営者、農業労働者などが併存している。この場合、普及事業として、自作、自小作、小作の農家を、〈Small Farmer〉として、主対象とすることが多い。なお、地主の影響力が大きい場合は、その存在を無視できないが、Small Farmerを主対象とすることは、今後の方向性（民主化の進展）からしても妥当といえよう。

これらのSmall Farmerについては、普及職員の数からしても、そのグループ化、普及職員の活動を助けるKey-farmerの設置等が必要となる。

なお、途上国の農業は、女性によって相当部分が担われている。また、最近では女性が家計費のプラスを図るために、換金作物として野菜の栽培などを手掛けるケースも多くなりつつあ

る。このような状況を考えたとき、普及活動の対象に女性を見落とすことはできない。もちろん、女性に対する普及活動は、生活改善の指導をも課題としてのことであってほしい。

5. 普及活動の内容

普及活動はその内容無しには成立しえない。日本では、タバコ、養蚕を除いては、すべての作目を普及活動の内容としている。そしてそれらの生産・経営の技術については、公的試験研究機関の他に、先進農業者、農業資機材メーカーなどにより創出されたものも多くを占めるようになり、そのソースは多様化してきている。

ともあれ、普及活動の内容は、まずは公的農業試験研究機関で創られることが必要である。途上国では、試験研究機関の研究振興が急務といえよう。その中には、国レベルだけでなく、地域適応試験、現地レベルの問題抽出の任に当る地方試験研究機関の設置が含まれる。なお、日本では生活改善については、普及内容のソースを創出する試験研究機関が長い間無かった。そのため、現地普及職員の苦勞が多かった、とあってよい。途上国において、生活改善の普及活動を展開しようとするときは、必ず、技術創出の研究機関へ設置を切望したい。これらの機関での技術創出に当っては、①現状の諸条件を大幅に変えなくても高いメリットがえられること、②投資費用が安いこと、③方法が容易であること、④すぐに効果が表れること、⑤農業者の知識・技術水準に合っていること、⑥事前に試すことができること、⑦必要とする資機材が容易にえられること、などの条件が考慮されること、が必要と思われる。

加えて、途上国においても、地域農業の担い手の中には、先進農家が存在することが多い。これらの農家とその技術の発掘は、適地技術の普及として、非常に有益なことである。

なお、途上国の普及職員は、政府現地職員の不足からも、農業普及としての技術的内容のほか、資基材の斡旋、資金の貸出し、徴税事務、植物防疫、農業統計など、異質な領域・性格の仕事を併行している場合が多い。

日本では、こうした事態はない。発足当初から、権限を伴う仕事との併行は、農家に不信感を与えるとして、避けてきたからである。

しかし、途上国では、不便な地域、財力のない地域も多く、このように地域の農家にとっては、上記のような方式が便利ともいえ、一概に否定はできない。

6. 普及活動の方法

日本では、普及活動の方法（普及方法）については、当初、アメリカのそれを採り入れることに努めた経緯がある。しかし、やがてそれは日本の普及方法にはそぐわないことが分かってきた。つまり普及事業、ここではその中での普及方法は、これまでも繰り返し述べてきたように、その国の独自の与件、とりわけ教育制度とその普及状況、農村社会の構造、家族制度、文化、宗教、普及職員の数・配置状況、普及職員の資質などに大きく左右される。従って、アメリカの普及方法が日本に適合しなかったことは当然だったのである。

そこで日本では、普及活動の経験を整理し、普及方法上の原則を見出すこと、教育学、社会

学、心理学等から、適用できそうな理論を採り入れ、普及活動のなかで検証してみて、良いものを活かすといった試みがなされたのである。

途上国にあっても、この考え方は同じではないだろうか。つまり、普及方法はその国独自の与件のもとに創り出されなければならない、ということにおいてである。

ただ、途上国共通に提案できることもあるやに思われる。それは、共通の与件ともいえる普及職員の不足や農業者の教育水準等からのアイディアについてである。そのいくつかを次に挙げてみよう。

1) 拠点方式

普及職員を重点的に配置するとともに、農業者の集合訓練施設やデモンストレーション・ファームの設置などを併行して、重点課題の解決や重要な普及内容の普及の速度を速めて、その成果を他地域へ波及させようとする方式である。

2) 拠点農家の設置

普及職員から一般農家への伝達を速め、また普及職員の普及活動に協力してもらうための農家の設置である。前掲の Key-farmer もこれに該当する。

この拠点農家については、例えば、2～3週間ごとに、訓練所に参集させ、普及職員は当面の作物管理や次季への準備事項などについて指導・訓練する。拠点農家は帰村して、数人の連絡員を通じてその内容を一般農家に伝達する。この間に普及職員は現地を回り、伝達結果の実施状況をもとどける、といった活動方式をとっている。

3) グループの育成

普及活動の受け入れ組織として、また農産物や農業用資機材の販購売活動をグループで行わせることをねらいに、諸国で農家、農業者の組織化をすすめようとしている。

しかし、まだまだその組織化は難しく、リーダーも育ち難いのが現状である、ただこうしたフォーマルなグループの他に、村に入って地域住民と顔なじみになると、案外インフォーマルなグループを発見することがある。このようなインフォーマルグループを足掛かりとすることも一つの方法、いや大切な方法ではないかと思われる。

なお、日本の生活改善においては、その普及方法として、グループ育成が重要視されてきた。それは、普及活動の受け入れ組織としての育成という考え方が無かったとはいえないが、それにもまして生活改善には〈意識の改革〉をもたらすことが必要であり、そのためにはグループによる集団思考を促すことが有効である、と考えたからであった。

4) 有効な普及手段

途上国の普及活動の当面のねらいは、識字率の低い農業者や農家を対象として、技術や行政上の必要事項を伝える、とうことにある、とも考えられる。そうしたときに、有効な普及手段といえば、視聴覚的手段、体験的手段ということになる。そこで紙芝居、幻灯、映画、ポスター、デモンストレーション・ファームなどが挙げられる。事実、途上国ではこれらの普及手段の利用

が行われている。

ただ、途上国ではこれに必要な資機材に限界があること、普及職員にこの面の研修が未だ及んでいないこと、などの問題を有している。

5) 普及活動の支援事業

普及活動の展開を側面から支援し、円滑化する作用として、ラジオによる農事放送と農業者の訓練施設が挙げられる。

途上国における農村においては、マスコミの影響を受ける度合いは少ない。とりわけ活字による媒体の影響は期待できない。

そういうなかでラジオの普及とともに、ラジオ放送にはかなりの影響度が期待できるので、この番組のなかに、農事放送番組を組み入れることは有益である。国によってはこれらの集団聴取なども試みられつつある。

また、農村におけるリーダーの育成、農業後継者となる青少年の育成のために、一定期間、一定の施設に集めて訓練することは、普及職員の現地における活動にとって大変有益なことである。

ただ、これが施設設置のための財政、指導者の人事に不足している現実がある。このことの打開には、国際的な援助が望まれるし、援助をする側の国にとっても、人材育成は、今後の国際協力の重要にして有意義な分野であることを強調しておきたい。

おわりに、いまや多くの途上国は、自給的農業を脱し、産業としての農業へ移行しようとしている。このためには、普及事業の充実と発展なくしてはありえないと思う。本稿がその一助となれば誠に幸いである。

参考文献

1. 藤田康樹 1987. アジアにおける農業普及の現状と課題, 拓殖学研究 No. 28.
2. APO 1991. Agricultural Extension in Asia and the Pacific, APO.
3. FAO 1985. Training for Agriculture and Rural Development, FAO.

参考資料 2. OECF (海外経済協力基金) の WID への取り組み

田口晶子 OECF 経済部上級セクター・エコノミスト

1. WID 配慮のための OECF の取り組み

OECF (海外経済協力基金、The Overseas Economic Cooperation Fund) は、開発途上国に対し長期・低利の資金を提供する日本政府の開発金融機関である。

OECF においては1987年に WID 担当職員を配置して以来、主要援助機関の WID に対する取り組み状況及び開発途上国における女性の状況の調査を行うなど WID 配慮のために努力を重ねてきた。

そして、1991年5月に基金の WID に対する取り組み方を明らかにするとともに、借入国政府及び実施機関等による WID 配慮を促すために「開発と女性」(WID) 配慮のための OECF 指針”を策定・公表し、関係諸国政府、機関等に広く配布した。

本指針に基づき、1991年6月から、基金の借款事業の審査・監理・事後評価の諸段階において、WID 配慮を具体的に採り入れているよう努力している。また、従来から行っていた主要援助機関調査及び開発途上国の女性の状況調査の充実を図っている他、基金内部の職員の WID に関する意識の向上を図るための研修の実施等を行っている。

本指針では借入国政府及び実施機関の職員の WID に対する意識向上を図り、プロジェクトの計画・準備段階からの WID 配慮の充実を図るため、借入国でセミナー等を開催することになっているが、1992年2月にはタイで第1回目の WID セミナーを実施した。

2. “「開発と女性」(WID) 配慮のための OECF 指針” の概要

1) 指針の基本的性格

- (1) DAC の改訂 WID ガイディング・プリンシプルの中で述べられているように、「持続的開発」(Sustainable Development) を達成するためには、開発プロジェクトやプログラムの計画・実施において、当該社会の男女双方のニーズと利益が十分に認識されていることが重要である。
- (2) また、このためには、開発事業の実施主体である開発途上国自身によって、WID 配慮について前向きな取り組みがなされていることが不可欠である。
- (3) 本指針は、このような考えに基づき、① WID 配慮の充実を図るための OECF の取り組み方を示すとともに、②借入国政府及び実施機関等による WID 配慮の基本的な視点を例示している。
- (4) 本指針、特にセクター別解説は、適用事例から得られる教訓及び関連調査等を踏まえ、今後ともその充実を図っていくこととする。

2) 指針の内容

(1) OECF の取り組み方

① 借款業務における WID 配慮

借款事業の審査・監理・事後評価の諸段階において WID を留意すべき所要素のひとつとして位置づけることにより、WID 配慮を充実させる。

② WID 関連事業への取り組み

借款事業の選定にあたり、女性の福利の増進や社会的地位の向上に資する事業にも留意する。

③ 啓発・研修

研修・PR 活動を通じ、OECF 職員のみならず、借入国政府及び実施機関等の WID に関する意識向上を図る。

④ 関連情報の整備

WID に関する情報（開発途上国の女性の現状に係る各種資料・データ等）の収集と整備を図る。

⑤ 実施体制の整備

WID 担当職員の配置（1987年）、WID 作業委員会（1990年）の設置に加え WID 配慮のための実施体制の一層の整備を図る。

⑥ 他の援助機関等との協力関係の強化

内外の援助機関等との協力関係の強化を図る。特に、WID 配慮は、開発事業の計画・立案の段階から組み入れる必要性に鑑み、JICA 等との連携強化を図る。

(2) セクター別解説

本指針においては、開発途上国の女性のおかれている状況、役割等を踏まえ、各セクターに共通する WID 配慮の視点、及び WID 配慮を特に必要とする農業、灌漑、上水道、教育、保健及び開発金融の 6 セクターについてより具体的な視点を例示している。

このうち、農村の生活向上に関連する「農業」「灌漑」のセクターでは以下のような WID 配慮の視点をあげている。

① 農業

- 農業事業の実施にあたって、技術指導や普及サービスの対象に女性も含まれているか。
- 農作物の調製や加工に使用されている機材が女性にとっても十分使いうる仕様であるか否か。またこれらの機材の導入が女性に過重な労働負担増をもたらさないか。
- 事業の実施によって、基本的な食料供給のシステム（家庭菜園等）が悪影響を受けることはないか。

② 灌漑

- 灌漑事業の実施による女性労働の質及び量への変化の対応措置（普及活動やトレーニング等）がとられているか。
- 末端の灌漑施設の維持・管理のための説明会・訓練等の対象に女性も含まれているか否か。

- 必要に応じ灌漑施設及び下流域で、洗濯や水浴のための水を確保するための措置がとられているか否か。

3. OECF の借款事業における農村女性の生活向上に役立った事例（タイ）

OECF においては農村女性の生活向上等に役立つ事業に諸々の借款を供与してきたが、このうちタイにおける代表的な事例を紹介する。また、その中の新農村開発計画については、プロジェクト完成後、WID の視点から調査を行ったケーススタディについて記述する。

1) 小規模灌漑 I～VI

(1) 事業概要

多数の小規模灌漑施設建設によって、農村地域の畜産、灌漑、養魚、生活用水の確保を図る事業で、1978年3月～1985年10月の間に計33,753百万円の借款契約が締結された。実施機関は王室灌漑局（Royal Irrigation Department, RID）である。

(2) 農村女性の生活向上に役立った点

農村で生活用水が不足しており、遠方まで水汲みに依っていた地域において、灌漑用水を生活用水として利用できることにより、主として女性が行っていた水汲み労働が軽減された。

灌漑の導入により、乾季にも米の二期作や畑の野菜作りができるようになるなど、農業における女性の就業機会が増加した。

2) 上水道拡張事業

(1) 事業概要

上水道拡張事業は浄水施設の建設、排水網の整備等により、今まで上水道のなかった農村地域においても、各家庭給水を可能にする事業である。コンケン上水道拡張事業はその1例で1986年3月に2,265百万円の借款契約が締結された。実施機関は地方水道公社（Provincial Waterworks Authority, PWA）である。

(2) 農村女性の生活向上に役立った点

蛇口による各家庭給水により、主として女性が行っていた水汲み労働が軽減され、また上水道普及以前は、水不足から洗濯、食器洗い、水浴び等に支障を来していた乾季においても、水が十分使えることにより衛生状態の向上が図られた。

3) 地方農業金融事業

(1) 事業概要

農業・農業協同組合銀行（Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives, BAAC）を通じて、中小規模農家に対して、農業機械等設備投資のための資金を中・長期、低利で供与することによって、果樹栽培、漁業、酪農、野菜栽培及び養蚕等農業の多様化を図るもので、対象農家の農業生産の効率化、農産品の品質向上並びに生活水準の向

上を目的としている。1975年10月から1993年1月までⅫ次にわたって計44,310百万円の借款契約が締結されている。

(2) 農村女性の生活向上に役立った点

BAAC ローンは一世帯一名が顧客となる世帯単位ローンであるが、BAAC は世帯全員が顧客と考えており、顧客名義者のみならず、その家族も BAAC の事業すべてに参加できるため、女性が積極的に普及事業等に出席している。さらに女性農民グループが BAAC ローンを利用して養蚕やランの栽培に成功している事例がある。また、1991年11月から女性に焦点をあてた主婦貯蓄促進プロジェクトが始められた。これは主婦自身の基金を作り、個人単位あるいはグループ単位でその資金を使って事業をするというもので、このプロジェクトに参加すると、貯蓄の利子が得られるのみならず、家計管理の方法や農業や自営業開始にあたっての技術指導をうけることができる。

4) 農村電化事業

(1) 事業概要

未電化農村の電化に必要な資材を供与する事業で、農村電化事業Ⅰ～Ⅲでは1981年4月～1991年7月の間に合計1,851百万円、一般地方電化事業Ⅰ、Ⅱでは1983年5月～1990年2月の間に合計1,368百万円の借款契約が締結されている。実施機関は地方配電公社 (Provincial Electricity Authority, PEA) である。

(2) 農村女性の生活向上に役立った点

農村では、炊飯用の燃料として主に薪を使用しており、その収集は女性が行っていたが、電化により炊飯器が普及した結果、薪の必要量が減少するなど、家事労働の軽減が図られた。

5) 新農村開発計画Ⅰ～Ⅱ

(1) 事業概要

この事業は東北タイを中心とした貧困地域の農村の生産性向上 (農機具、畜産、家内工業用の機器の調達)、農業インフラの整備 (道路、橋梁、溜め池建設用機械、井戸設備資材)、農民組織の拡充・訓練を目的としており、内務省地域社会開発局 (CCD) に対して、1979年6月、1981年9月の2回に分けて、計14,000百万円の借款契約が締結されている。

(2) 女性の生活向上に役立った事例 (ドン・サオ・ホン村の裁縫・仕立て用家内工業振興事業)

•この事業の一環として、ドン・サオ・ホン村 (タイ東北部ウボンラチャタニ県) は1990年4月、別の村に導入されていた足踏みミシン8台を無償で借り入れた。同村で組織されていた女性開発委員会の手配により、ミシンを借りた村からトレーナーを招いて、村で一カ月間実習を行った。この女性開発委員会の指導により、本事業の裁縫グループが結成され、14～45才の女性35名がメンバーとして参加している。

•このミシンを利用して、メンバーの自宅で、日中 (電気がないので) 農作業の無いときに作業を行っている。仲買人が週2～3度村に材料 (木綿の生地) をもってきて、メン

バーが仕立てた製品（上着やスカート等）を一着当たり平均4パーツ（1パーツ約5円）で持っていく。一日一人平均10着程度完成させるので、月700～800パーツの収入が得られている。この賃加工代で得られる所得は品質の良い医薬品や食品の購入に当てられており、また、貯蓄にも回されている。

- ミシンの数が限られているので、グループリーダーがグループの誰にミシンを貸与する（無償）かを決定する。自費で購入した者も8名いる。ミシンの維持管理もこのグループで行っている。
- 本事業により現金収入が得られるようになり、農閑期にも出稼ぎに行く必要がなくなった。また、女性グループに本事業に対する強い参加意識と向上意欲がみられたため、事業が成功したといえる。

参考資料3. わが国の農事放送の歩み

片岡千治 元農林水産省大臣官房広報室長

農林水産省と公共放送機関としての日本放送協会（NHK）が、農業・農村を支援するために、ラジオ、テレビ、有線放送などにより農事放送を行ったのは、昭和8年NHK名古屋中央放送局が「農業ならびに副業講座」を、同年に北海道、東北、九州の各局でも農業関係の講座を放送、翌年には大阪中央放送局が「農業への講座」を放送したのがはじまりで、大方は昭和20年の終戦後から多様な番組で放送を開始した。

戦後40数年、日本農業・農村は次に示すような時代的特徴のもとに急激な変貌をとげ、同時に農事放送も大きな変遷をたどった。

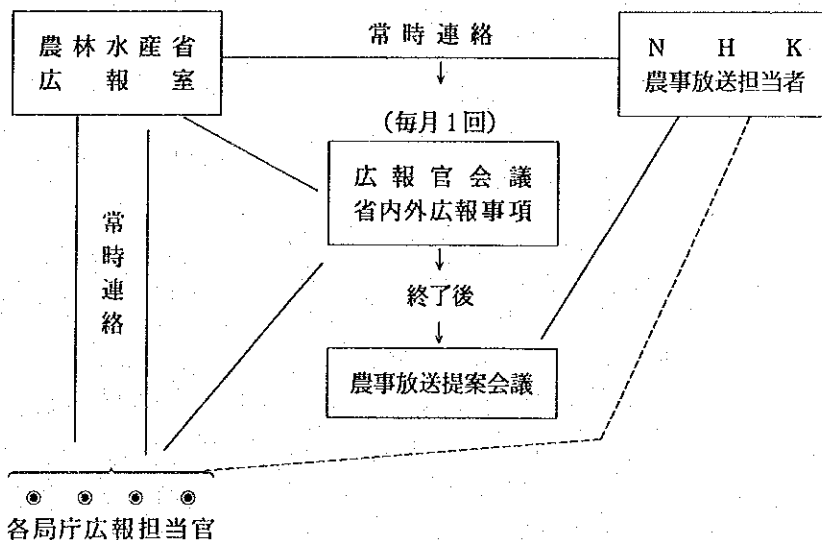
- ① 米不足と強制供出の時代（昭和20年代）
－食糧増産、農地改革－
- ② 経済復興、高度成長の時代（昭和30年代）
－農業基本法公布、選択的拡大－
- ③ 米過剰、生産調整の時代（昭和40年代）
－稲転・減反、農業経営の合理化－
- ④ 飽食の時代（昭和50年代以降）
－技術の高度化、多様化（バイオテクノロジー）、国際化、ニューメディア（農村有線テレビ、同報無線）－

従って、農事放送の内容もそれぞれの時代に即した農政問題、農林水産業の諸問題に関わる情報を幅広く組合わせて放送されたものと思われる。

1. 農事放送提案会議

中央では、農林水産省広報官とNHK農事放送担当者との会議が、毎月1回定期的に行なわれた。

農事放送提案会議（昭和45年4月時点）



2. 農事放送にあたって

- 1) 農事放送をラジオ、テレビ、有線放送等の媒体を通じて行う場合には、その媒体の特性を充分把握することが計画立案の前提条件である。放送媒体が決定したら農家の生活時間を考慮して放送時間を設定する。ちなみに、NHKは昭和16年より今日まで、概ね5年ごとに全国規模で国民の生活時間調査を行い、年齢別、職業別などに調査結果を分類・検討して、番組編成に役立てるとともに、調査結果を出版し提供している。
- 2) ラジオ、テレビ、有線放送の視聴者は幅広く、そのほとんどが、性別も、年齢も、知的水準も一切平均化した対象であるので、最大公約数的な内容を一般的、共通的に伝達せざるを得ない。そのため、放送用語は出来得る限り話し言葉を用い、専門用語は言いかえするなど平易化につとめる必要がある。
- 3) 担当者がどれほど周到な準備とすぐれた企画のもとに農事放送を行なっても、耳を傾け、目をそそぐものは全体の何パーセントを占めるかは甚だ疑問である。かりに大半の人が放送を聞いたりしても直ちにその内容を理解し、行動に移るとは限らない。そのため、側面的に農業（生活）改良普及員などの指導、協力が必要である。
- 4) 放送にあたって、視聴者対象を限定した番組枠が確保できれば、最上の結果が得られる。
例えば
 - (1) 農林水産省「普及ウイークリー」は農業（生活）改良普及員及び普及職員の普及活動に必要な情報を提供した。
 - (2) NHK（ラジオ第2、ローカル）「ラジオ農業学校」は農村青少年男女を対象に放送され、聴取者に対して月1回以上農業（生活）改良普及員による集合研修を実施した。
- 5) 放送は常時その反響に注意し、効果の測定を行うなど放送の改善につとめる必要がある。（例えばモニターの設置、アンケート調査の実施等）

3. 農事放送の年表

1) 農林水産省

時 期	事 項	内 容
昭和24年 6月	広報課設置	農林行政政策の広報業務を担当、とくに農事放送については、NHK 農事課と常時連絡を保ち、定期的（月1回）にNHK 農事放送担当者（RFD-Radio Farm Director）と農林省各局庁広報担当官との農事放送提案会議を開催するほか、農事放送に必要な資料の提供を行った。30年10月広報課が廃止され、官房総務課広報班となった。
33年 8月	農林放送事業団設立	農林省広報ラジオ、テレビ放送を同事業団に依頼した。
↓		
現在に至る	ラジオ「農林省だより」のち「おはよう農林水産省」と改称。	8月放送開始、日本短波放送を通じ、農林行政施策、農林水産技術、農業経営等を毎日放送している。
36年	テレビ「若い土」	36年放送開始、年26回放送。 農林漁業者を対象に、農林漁業の動向および関連した重要施策を普及啓蒙することにより、農林漁業施策に対する理解と協力を得るため民間テレビ局を通じ全国放送している。
↓		
現在に至る		
38年	ラジオ「農政局だより」	地方農政局の発足により、各地方農政局管内の民間ラジオ局を通じ、管内の農林行政施策、農業事情、技術指導等を放送している。
↓		
現在に至る		
38年 4月	日本有線放送協会設立	7月、ソノシート「政府の窓」を配布。総理府が有線放送を広報媒体として認める。（38年末で2,621施設）
38年	ラジオ「青果物出荷の手引」	青果物の中央市場の動向や消費傾向などを、日本短波放送を通じ61年3月まで放送した。
45年 4月	広報室設置 ソノシート「農林水産省の窓」	農林水産省に広報室を設置。広報充実のため、有線放送施設に対し、農林行政施策の解説をソノシートとして配布した。 52年からカセットテープに変更して配布。
↓		
現在に至る		
46年	ラジオ「統計速報」	日本短波放送を通じ、週一回、週間の農林水産統計の解説を行っている。
現在に至る		
48年	ラジオ「普及ウイークリー」	日本短波放送を通じ、毎週月曜日12時から15分間、農業（生活）改良普及員及び普及関係職員に対し、普及活動に必要な情報の提供を64年3月まで放送した。
48年	ラジオ「農業技術情報」	農業関係試験研究機関で、普及に移せる見込のある課題をコンパクトにまとめ「普及ウイークリー」に続いて5分間放送している。
↓		
現在に至る		これらの番組は、短波の機能をよく活用したものと関係者から喜ばれた。

昭和50年1月	日本農村情報システム協会 設立	農村有線テレビ（農村多元情報システムMPIS） 及び同報無線の施設を農林水産省の補助事業で 設置するために必要な誘導、助言を行うために 設立。
51年 ↓ 現在に至る	テレビ「農作業安全啓蒙ス ポット」	農業機械化の進展にともない、農業者の機械利 用に起因する事故が増えているため、農業者の 安全意識の高揚をはかる目的で、春、秋2回の 農作業安全月間に全国の民間テレビ局を通じ放 送している。
51年 ↓ 現在に至る	テレビ「食糧アラカルト」 のち、「渡辺文雄・日本ふ るさと探訪」	総合食糧政策等に関する情報を、広く一般国民 に提供して理解と協力を得ることにより、農林 行政施策の円滑な推進に資するために、民間テ レビ局を通じ年13回全国放送を行っている。
52年	テレビ「あぜみちの詩」	農林漁家生活の建設に関する知識技術の啓蒙普 及をはかり、その改善に資するため、民間テレ ビ局を通じ全国放送を62年まで行った。
53年4月	農村有線テレビ開局	農村有線テレビは、自主放送により地域の営農 情報、生活情報、行政広報などを伝達するほか、 同軸ケーブルの双方機能を活用して温室、畜舎、 水利施設等の遠隔監視制御や、ファクシミリ伝 送、コンピュータ同士のデータ通信などを行 い、農業・農村の振興に幅広く役立てようとし るものである。
平成4年	同報無線の設置	平成4年現在 開局放送中21ヶ所 建設中 9カ所 設計中 7カ所 このニューメディアが農業・農村の情報化の推 進に大きく貢献するものと期待されている。 同報無線は、市町村役場、農業協同組合に設置 した無線局から、気象、農作業情報、役場、農 協からの連絡、防災情報などを電波で送信し、 各集落のトランペットスピーカーあるいは家庭 内の受信器で受信して情報を伝達するシステム である。 平成4年現在、農林水産省の補助で480カ所が 設置されている。

2) NHK

年 代	項 目	内 容
昭和20年	ラジオ「農家の時間」 " 「農家に送る夕」	8月20日放送開始（廃止時期不明、以下同じ） 10月5日放送開始。毎週月曜夜1時間の公開番組でスタジオ以外に東京の日比谷公会堂や農村にもマイクが進出し、農林水産省の当局者や専門家の話しのほか歌謡曲、漫才など多彩な娯楽ものも織り込み農家を慰問激励した。
22年	ラジオ「農事ニュース」 " 「明日の食糧」	12月1日放送開始。 12月放送開始（昭25年7月廃止）。
23年	農事課を設置	12月に農事課を設置。各放送局に農事放送担当者を49名配置（昭24年4月）。
	ラジオ「新しい農村」	1月放送開始、のち「明るい農村」（昭27年）、「農村の歩み」（昭30年）と改称。
24年	ラジオ「早起鳥」 " 「農家のいこい」	4月放送開始。 4月放送開始。のち「ひるのいこい」と改称、
現在に至る		現在に至る指折りの長寿番組である。
25年	ラジオ「農業講座」 " 「若い農民」	1月放送開始。 5月放送開始。のち「明日の農民」（昭29年）と改称。
27年8月	RFD通信員制度実施	農業改良普及員、営農指導員等を農事放送通信員として委嘱し取材の幅を広げた（昭31年7月現在540名）。
28年	ラジオ「公民館」	11月放送開始。
30年	" 「明日の農作業」	4月放送開始。「農業広報版」とした放送局もある。この番組は、NHK岡山放送局が28年に試みた地域と密着した番組の代表的なものであった。午後8時59分から9時までのわずか1分という短い時間の中で、翌日の天気予報と農作業のヒントを結びつけた簡単な実用農事メモであったが、その放送に対する反響が大きかったため、NHKは翌29年ローカル番組としてとり上げた。各放送局ごとに都道府県の農政機関、農事試験場、気象台などの協力を得て農作業のためのメモカードを作成、放送体制を整えた。その資料は年とともに蓄積されて、適時必要な農作業について情報を提出する番組に利用された。
32年	テレビ「伸び行く農村」	1月から13回毎週木曜日に放送。 テレビはNHKが28年2月に認可された。農山漁村にテレビの普及台数が増加するにともない、NHKでは農事放送を開始した。 テレビ「伸び行く農村」は、農村の近代化や生活の合理化問題等を扱った特別番組として放送

34年	テレビ「農業講座」	<p>された。公民館などで集団視聴させ、調査するために行なった実験番組であったが、実験結果から、毎週定期的に放送されるテレビ番組を集団で視聴し勉強することは、参加者の学習意欲を高めること、とくに視聴後の話し合いを通じて、ひとりひとりが問題の理解を深めていくことができ、創造的活動が活発になった。</p>
36年	NHK「ラジオ農業学校」	<p>4月教育テレビで放送開始、農業経営者や農村青年層を対象に放送した。</p> <p>4月放送開始。「ラジオ農業学校」は新潟県の発想ではじまったものであるが、農林水産省は35年に「ラジオ農業学校推進協議会（会長、振興局長）」を設置、36年から農村青少年活動促進費として都道府県に補助し、全国的規模でNHKが放送をはじめた。</p>
38年	テレビ「明るい農村」	<p>中学校卒業後、施設教育で教育を受ける機会がなく、就農する青年男女を主な対象として、NHKラジオ第2で放送する講義を、テキストを利用して聴取し、更に、少なくとも月1回以上、改良普及職員が中心となって行う集合研修に出席して、勉強するシステムである。この研修は、青少年の自主的な学習団の組織化に大きく貢献した。</p>
48年 60年	ラジオ「農業展望」 テレビ「新・農業経営」	<p>4月放送開始。テレビ「明るい農村」には日曜日の「明るい漁村」も含まれるが、NHKでは38年4月から60年3月まで放送された指折りの長寿番組であった。毎朝6時30分から24分間の放送で、次の日の午後5時5分から再放送を行なった。視聴率も高く、農山漁家に最も好かれた番組であった。</p> <p>ラジオ第2放送で放送開始。</p> <p>4月教育テレビで放送開始。毎週火～木曜日に意欲的な農業経営をめざす200万専業農家に向けて、より高度でより専門的な経営技術情報を61年3月まで放送した。</p>

4. まとめ

以上の推移を整理すると、およそ次のことがいえる。

- 1) 農林水産省は、農業の変遷に伴ない、農林漁業施策を農林漁業者はもちろん、一般国民にも農林行政の理解と協力を得るための広報として、主としてテレビを通じて行った。
- 2) NHK の農事放送では、ラジオ、テレビともにローカル番組を拡充する方向への努力がはらわれた。
- 3) 有線放送は、地域住民のコミュニティ・メディアとして重要な役割を果たしてきた。
- 4) 農業・農村を支援する、視聴覚メディアを歴史的にみると、これからは、社会が高度情報化時代となり、テレビ、CATV などの映像を中心として、ラジオ、有線放送などのメディアをシステム化し、多角的なメディアを通じて、農政の理解と普及を推進することがのぞましい姿であると思われる。

委員名簿

農村生活改善のための女性の技術向上検討委員会委員

(五十音順)

- 1 安孫子 智 恵 元農林水産省生活改善技術研修館長
- 2 上 杉 健 (株)農村生活総合研究センター専務理事
- ③ 紙 谷 貢 東京農業大学教授
- 4 品 田 正 道 元農林水産省普及部長
- 5 高 山 隆 子 明海大学教授
- 6 田 口 晶 子 OECF 経済部上級セクター・エコノミスト
- 7 田 中 由美子 JICA 国際協力専門員
- 8 八 田 貞 夫 AICAF 技術参与
- 9 藤 田 康 樹 東京農業大学教授
- 10 本 橋 馨 JICA 専門技術嘱託

○：座長

農村生活改善のための女性の技術向上ワーキンググループ委員

- 1 安 倍 澄 子 (株)農村生活総合研究センター主任研究員
 - 2 杉 本 祐 子 静岡県中遠農業改良普及所副主任
 - 3 淵 上 いさ子 元青年海外協力隊員 (バングラデシュ、家政)
- (以上五十音順)
- ④ 八 田 貞 夫 AICAF 技術参与
 - 5 大 森 廣 寿 AICAF 調査嘱託
 - 6 藤 井 将 弘 AICAF 技術参与
 - 7 川 又 章 AICAF 業務第一部長

○：座長

